



Title	公害問題と市民運動／構造的不況下における公害患者の生活と運動
Author(s)	中江, 好男; 笹谷, 春美
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 9, 65-106
Issue Date	1985
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24252
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_P65-106.pdf



公害問題と市民運動／構造的な不況下における

公害患者の生活と運動

中江好男・笹谷春美

I 水島臨海工業基地の開発と公害の発生及び行政の対応

表1-1は、倉敷市「倉敷市における公害対策の概要」第1報～第15報（昭和41年～昭和56年）、同「倉敷の環境保全」昭和57、58、59年版、環境庁「環境白書」、飯島伸子編「公害・労災・職業病年表」（昭和54年）等を参考に作成した、工業基地の造成・操業、公害の発生及び住民・行政の対応の関連表である。私たちはそこから、明らかに、我国屈指のコンビナート基地への地域開発が、一方で、風光明媚な恵まれた自然環境と、そこに生息する豊かな自然の産物に大きな被害を与え、その特産物に依拠してきた地域住民の生活基盤に打撃を与え、ひいては人々の健康や生命をも奪うこととなる恐るべき産業公害の軌跡と一致することを見ることが出来る。それはまた、地域住民及び行政の産業公害に対する苦闘の軌跡でもあるが、本論では、公害被害の実態と行政の対応を中心に見てゆくこととする。住民・患者の闘いは次節で明らかにされる。

1 産業公害の発生と農漁業被害

岡山県は1952年（昭和27年）に企業誘致条令を制定し、積極的に工業用地の埋立てや水島港の造成に着手する。この埋立て・造成過程における海底の土砂採取や深部掘削は、石油コンビナートが本格操業に入る以前にすでに、水島灘沿岸の藻場を破壊し、漁民に不安をもたらしていた。例えば玉島地区の海苔・アサリ・モ貝の被害発生や、土砂の濁りなどに敏感なタイやサワラの回遊が急激に減ったことが60年代の初めに報告されている。このような漁民の不安や抗議行動にも関わらず、工業化を強くおし進める行政は、58年（昭33）、本命の三菱石油の誘致が決定すると、巨大な石油基地をめざして一層埋立て造成に拍車をかけ、更に電力・石油精製、石油化学、鉄鋼業等の企業誘致が次々と決まり、61年川鉄の誘致が決まるに及び巨大コンビナートとしての発展の道をつき進むことになる。しかし、これは更なる産業公害の発生への出発点でもあった。

61年（昭36）5月、三菱石油水島製油所、6月、日本鉱業水島製油所の相次ぐ操業開始とともに、まず異臭漁（油臭漁）問題が発生する。更に64年7月、三菱化成水島グループが操業を開始し、いよいよコンビナートの心臓部の活動開始とともに、その発生区域もより拡大し、ついに65年（昭40）6月、呼松水路で数万匹の魚の大量へい死、7月連島町の遊水地での多量のイナ・ボラなど淡水魚のへい死という事件がおこる。これはマスコミにも報道され、「呼松から来た魚」というだけで買う人がおじけづく程、市場での売買が困

表1-1 公害の発生及び公害行政の推移

	公害・環境破壊	住民・支援者など	財界・企業	国	県・市
1952 (昭和27)					岡山県企業誘致条例
1954 (29)					水島A地区埋立着手
1958 (33)				水質保全法 工場排水法	三菱石油と誘致協定(A地区) 以後14社と協定
1959 (34)	砂利採取による海苔・アサリ・モ貝の被害発生	9 玉島市乙島漁協、関係先へ陳情開始			中国電力火力発電所(B地区) 日本鉱業水島製油所(B地区) 誘致協定 C地区埋立着手
1961 (36)	12 異臭魚(油臭魚)問題発生 倉敷漁協では水島港付近の魚に薬品の臭いがし、養殖員が育たぬと発表		5 三菱石油水島製油所 6 日本鉱業水島製油所の操業開始(巨大コンビナートの発端)		
1962 (37)				12 ばい煙規制法	
1963 (38)	9 児島市の小学校で、飲用水に塩分混入、水島工業基地埋立での影響 11 水島地区高梁川河口付近でアサリに油臭発見、採取禁止、この後、油臭魚発生海域広まる 11 三菱重工業より85ホンの騒音 11 旧高梁川廃川地の井戸22のうち20が飲用不適、工場廃液浸透のため	9 東京製鉄(水島)の騒音に対し付近住民抗議(工場より400mで夜間65~75ホン)			9 (市)公害防止対策委員会 8 (市)民生部衛生課に公害事務担当設置 11 (市)煤煙・亜硫酸ガス測定始まる
1964 (39)	4 水島市街地に悪臭続く 6 福田町でイ草40haの先枯れ 7 化成水島のフレアタックスより20m炎→騒音と悪臭	7 呼松町で町民大会→呼松町公害対策委員会の結成、代表、公害発生工場の閉鎖・移転を、県・市・工場へ申し入れる。回答なし 7.22 呼松町民700人、化成水島へ抗議デモ 化成水島、7月22日の火入れ式中止	7 三菱化成水島試運転開始(石油コンビナートの心臓部の活動開始) 8 県・市・化成水島・呼松町民代表の四者会談 化成水島が見舞金150万円の支払いを提示	4 厚生省環境衛生局に公害課新設	1 新産業都市の指定 7 県と市、化成水島に、注意して操業するよう指示 8 民生部衛生課・公害課設置 公害対策審議会設置

	公害・環境破壊	住民・支援者など	財界・企業	国	県・市
1965 (40)	5 福田地区 イ草先枯 130ha 6 呼松港沖合で数万匹の魚幣死 (3日後、市長、原因は工場廃液と発表) この年、豆や松の枯死も発生 梅やブドウも結実しなくなる 7 化成水島よりアクリルニトリル流出事故→住民に緊急避難命令出される 8 水島南部用水路で淡水魚大量幣死福田小ばい煙のため閉鎖	7 福田町に公害対策委員会結成 各農協にも公害対策委員会できる 8 福田町農民→県・市にイ草の補償を要求 10 水島生協を中心とした第1回公害懇談会	8 化成水島など4社、6月の魚の大量幣死事件に関し、見舞金150万を市漁連に渡す	6 公害防止陳団法	7 市議会議員全員による公害対策特別委設置 10 民生部公害課設置 12 水島地区公害防止連絡協議会 (大企業18社) (県・市も会員) (県によりSO ₂ 自動測定機福田中に設置)
1966 (41)	7 福田地区 SO ₂ 濃度最高値 (0.34ppm) 8~9 数度にわたり淡水魚、大量幣死	8 倉敷漁連の代表60人、市に異臭漁買上げ陳情	10 三菱石油の総計原油処理能力、13万バレルとなる 12 倉敷市内でおきた1963年(39)のイ草先枯れ問題で、関係14社市へ1,000万円の寄付を回答する		5 イ草等農作物被害防止特別対策開始 10 SO ₂ 市測定開始(二福、広江) 10 市議会、公害対策特別委、呼松町公害排除期成会から陳情のあった「集団移転」を採択
1967 (42)	1 水島合成化学工場で酢酸エチルプラント爆発、呼松町に緊急避難命令 7 福田地区、イ草大量先枯れ発生 (SO ₂ 0.49ppm/h 出現)		4 川鉄1号高炉稼働 4 水産協会設立 (県、市、漁協、企業) 異臭漁の全量買取り (S50まで)	8 「公害対策基本法」公布、施行 (S42年度「経済白書」一「公害の社会的費用」とりあげる)	2 (県)企画部に公害課新設 2 岡山県公害防止条令施行 9 (市)水島地区大気汚染防止対策協議会結成 10 (県)公害防止の観点から土地明け渡しを拒否している福田地区の農地所有者21人に対し土地明け渡し請求訴訟を起こす
1968 (43)	「公害喘息」患者出る イ草被害、水島地区外まで拡がる	2 公害防止市民協議会結成		4 厚生省に公害部 6 「大気汚染防止法」制定 6 「騒音規制法」制定	3 (市)ばい煙制法による地域指定 12 大気汚染防止法による指定地域 (県市)大気汚染監視テレターターの設置(SO ₂)
1969 (44)	2 3日連続 SO ₂ 濃度 0.4ppm/h を記録 11 倉敷市医師会、水島で公害調査の結果「SO ₂ 高濃度のと看、ゼンソクふえる」と警告		10 水島地区公害防止研究協議会 (企業65社)	5 初の「公害白書」でる 12 公害被害者救済法制定 (6地域指定)	3 大気汚染防止法、政令市 4 騒音規制法、政令市 5 (市)公害防止改善資金制度の導入

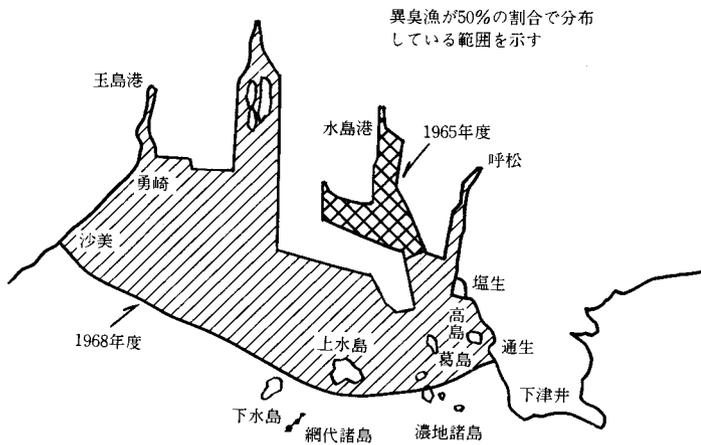
	公害・環境破壊	住民・支援者など	財界・企業	国	県・市
1970 (45)			チップ(株)進出 10 川鉄第3号高炉稼働 水島エチレン, 30万トンエチレンプラント操業開始 11 経団連, 「公害関係諸施策の慎重な審議を望む」要望書を発表 12 日本商工会議所46都道府県の商工会議所連合会など公害防止法等に規制緩和の条文をおり込むよう, 要望書を政府, 自民党, 同会へ提出	6 公害紛争処理法公布 11 公害国会始まる (公害関係14法案の審議行われる) 12 公害防止の計画第一次策定地域として千葉水源, 四日市, 水島の計画を承認 12 公害14法可決成立で国会終わる (「公害防止採産事業者負担法」「公害罪法」「水質汚濁防止法」など)	3 (県・市)水島へ進出のチップ(株)と公害防止協定締結 4 (市)公害監視センター完成 6 (市)公害から市民を守る市議会決議 7 水質保全法水域に水島・高梁川が指定 95社が水質基準適用工場に指定される
1971 (46)	7 光化学オキシダント発生			6 悪臭防止法 7 環境庁発足 9 中央公害対策審議会発足	11 川崎製鉄グループと公害防止協定
1972 (47)	小中学校体育授業不能 公害病認定患者数 362人	9 公害患者と家族の会発足		5 初の「環境白書」でる	4 (市)公害防止施設改善助成条例 8 (市)特定気道疾病患者医療費給付条例 (全市域, 特定4病) 12 夏だけでなく, 年間の大気汚染緊急時対策の開始
1973 (48)		6 水島の水銀使用4工場と岡山県漁連との漁業補償交渉のあっせんで妥結 県南い草公害対策委員会 (市内13農協中心)		10 「公害健康被害補償法」公布	2 コンビナート新增設の凍結 9 悪臭防止法, 政令市 12 市内48社との公害防止協定締結完了
1974 (49)	12 三菱石油水島製油所の重油流出事故発生 (月末までに瀬戸内海から紀伊水道まで拡散。12/22現在で4万t klの流出。漁業被害44億円)	呼松地区住民44世帯移転		1 大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入) 3 国立公害研究所発足	1 水島隣接地区住居移転助成条例施行(呼松) 4 (市)大気汚染に係る総量削減計画開始 5 水質汚濁法, 政令市 6 (市)自然環境保全条例 12 水島地区公害防止計画の見直し閣議決定

	公害・環境破壊	住民・支援者など	財界・企業	国	県・市
1975 (50)	2 三菱石油の流出事故による汚染区域の魚で、高松市内に食中毒発生、このうち中毒患者数10万人をこす 7 三菱化成水島塩ビ工場で爆発事故、13人重軽傷（水島コンビナートの爆発・火災は、この年ですでに11件目） 9 三菱石油水島製油所で水素化脱硫装置よりガス漏れ	1 岡山・香川・徳島・兵庫の4県漁連と三菱石油との被害補償交渉、三菱の内金60億円支払で合意 5 三菱との漁業被害交渉、岡山県漁連は23億円で合意 7 〈瀬戸内海漁民会議〉三菱石油本社と施工主千代田化工建設を告訴 10 公害患者と家族の会・公害防止市民協に加入	2 三菱水島、食中毒事件以来冷蔵保管してきた汚染海域の魚を2/19日の分までに限り買いとることで合意 6 油流出事故をおこしたタンクが消防法違反の無許可着工であったことが衆院予算委で明らかとなる 7 操業謹慎中の三菱石油水島製油所で、ナフサ漏出事故使ってはならない装置を作動しての事故→幹部5人書類送検 8 三菱石油水島製油所、8ヶ月ぶり操業開始	6 環境庁、重油流出事故による環境への影響は薄いと結論（被害漁民側調査と大きな隔り） 12 石油コンビナート災害防止法	2 岡山県水産課、油臭魚海域での操業自粛を関係漁協に呼びかける 8 三菱石油と災害防止協定締結（合計30社と締結） 12 公害健康被害補償法、地域指定（水島及び周辺地区83km ² ）
1976 (51)	この年梅の実なる				5 (市)成羽保養所落成（認定患者の保養施設）
1977 (52)	4 SO ₂ の総量規制基準達成（SO _x 2,200 N ^m /h）				4 新幹線騒音に係わる地域指定 6 大気汚染防止法に基づく硫酸化物に関する総量規制の県告示
1978 (53)		7 水労協公害防止市民協より脱退決定→市民協の形骸化			3 (市)水島隣接地区住居移転助成条例廃止 5 振動規制法、政令市 6 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に基づくCODの総量規制の導入
1979 (54)	水島港内16万 ^m のヘドロ81万 ^m 除去		経団連、公害健康被害補償制度廃止を方針化		3 水島地域公害防止計画の再見直しの閣議承認 9 (市)特定気道疾病患者医療費給付条例廃止
1980 (55)					1 福田松江地区住居移転助成条例 5 COD総量規制（県告示）113万t/d（工場64、家庭37、その他12）
1981 (56)					5 (市)NO _x 総量削減計画（規制値緩和）発表

	公害・環境破壊	住民・支援者など	財界・企業	国	県・市
1981 (56)					(2,000Nm ³ /h→2,899Nm ³ /h) 11 公害発生企業の新増設開始 12 福田松江地区住居移転助成条例の廃止
1982 (57)	オキシダント情報9回発生 SO ₂ がコンビナート周辺で 粉じんが市全域で基準こす				
1983 (58)		11 患者と家族の会、コンビナート企業8社を相手に、排出差し止めと被害賠償を求めた訴訟おこす（倉敷公害裁判）			1 水島工業地帯の工場施設の新設又は増設に関わる取扱方針の一部改正 3 COD排出総量企業配分の実施（11,819kg/日）
1984 (59)					3 水島地区公害防止計画の再見直し閣議承認

難となり、漁民の死活問題は決定的な段階を迎える。呼松水路の魚の大量へい死に関しては、3日後に知事が工場排水中のシアンが原因と認める発言をし、化成グループの工場排水による海水汚濁の激化であることが誰の目にも明らかとなる。呼松地区の住民・漁民たちの抗議行動は以後絶えることなく続けられるが、後述するように行政の対応は後手にまわり、異臭魚の分布はより一層拡大し（図1-1）、奇形魚まで混じるようになる。1960年代半ばで、すでに漁民は、海を奪われてしまったのである。

図1-1 異臭魚の分布(岡山県水産試験場調べ)



注) ひろがっているのは着臭魚の生態と関係が深いと考えられよう。
資料：丸尾博「公害にいどむ」新日本新書、66頁より

漁民の被害と同様な事態は農民にもおこった。

岡山県の特産物であるたたみの原料のイ草の先枯れが、コンビナートに隣接する福田町で発生したのは64年（昭39）の春であった。翌年、同地区の先枯れは130haにも及び、更に、この年、豆・松など枯死、ブドウや梅などの果樹が結実しない、といった他の農作物への被害もあらわれる。巨大工場群の吐き出す排気中の亜硫酸ガスを中心とする大気汚染が原因であることは、行政の調査でも直ちに明らかとなった。その間にも福田町のイ草被害は年々拡がり、66年（昭41）段階で倉敷市のイ草の作付面積は12%減と発表されている（これは、工業基地に人をとられ人手不足と労賃高による減反もあるが、公害による所大である）。行政の対応の詳細は後述するが、67年（昭42）にやっと、水島地区大気汚染防止対策協議会を結成するが、そこで出された方針は、コンビナート周辺のSO₂の濃度を薄くするための“高煙突化”であった。68年以降、工場地帯にぞくぞくと高煙突がたてられるようになるが、結果は、亜硫酸ガスの到達領域の拡大であった。図1-2のように、イ草の先枯れ被害はなくなるどころか、水島地区・倉敷地区をこえて、コンビナートから20kmはなれた地点でさえ、なお55%以上の枯れ率を示すところがある。農民もまた、60年代半ばですでに、農業に決定的に近い打撃を受けたのである。更に言えば、住民はきれいな海も、きれいな空も奪われたのである。

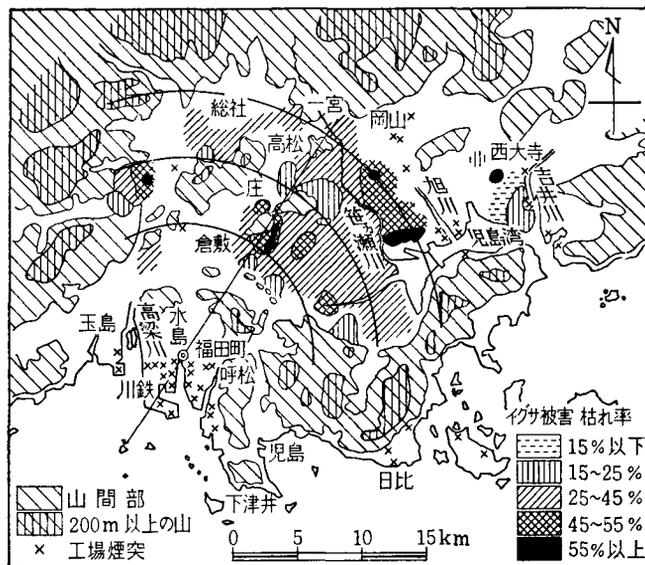


図 1-2 水島コンビナートによるイグサ先枯れ被害分布図

資料：星野芳郎「瀬戸内海汚染」岩波新書，160頁より

2 生活環境の悪化と住民の健康被害

すでに、三重県四日市市ではコンビナートによる大気汚染が原因の気管支疾患患者が“公害病”として社会問題化されていたにも関わらず、水島でも同じ轍を踏むことになる。石油コンビナートの心臓部が動き出すと同時に、例えば、65年（昭40）「福田小、ばい煙のため閉鎖」、翌66年「福田地区のSO₂濃度0.34PPM/hを記録」、67年「福田地区SO₂濃度0.49PPM/h出現」等が記録されている。今日の大気汚染の基準——人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準は、二酸化硫黄では0.1PPM/h（昭48年設置）である故、いかにひどい汚染状況であったかは想像に難くない。69年（昭44）11月に倉敷市医師会は、「SO₂高濃度のとき、ゼンソクがふえる」と警告したが、翌年70年、市議会が公害企業は誘致しないと決議したにも関わらず、10月の川鉄の第3号高炉の稼働、水島エチレンプラントの操業開始に統制を加えることはできなかった。独占企業の力は自治体の力を超えていた。従って巨大工場群から吐き出される排気は多くなるばかりであり、大気汚染は一層拡がり、71年（昭46）には光化学オキシダント発生という、より複合的な汚染状況が発生する。

このような中で住民の健康にも深刻な不安と障害がもたらされる。

岡山大医学部公衆衛生教室が69年（昭44）、福田中・連島中の生徒に行った疫学調査によれば、工場の煙や臭いで、「眼が痛む」（2割強）、「頭痛や頭が重くてつらい」（約3割）、「疲れやすい」（2～4割）、「一寸したことで腹が立つ」（3～4割）、「夜よくねむれない」（2～3割）、「細かいおとが気になる」（2～3割）、「喉^{のど}がつかまつたり痛い」（2～3割）といった自覚症状を訴えている（倉敷市「公害対策の概要」第5報，昭和45年）。市は同

様の学童に対する疫学調査を毎年行っているが、70年代に入っても同様の結果が出ており、汚れた空気・不快な臭気の中で伸び盛りの心身が危機的状況にあることが浮彫りにされている。その他、コンビナート西部の川鉄からのマンガン鉱石を含む粉塵によって、付近で操業する高島地区の漁民にマンガン中毒の疑いがあるという記録もある。マスコミ報道、水島協同組合病院の調査におかれて県も71年健康診断を実施したが、神経障害の症状が不統一という理由で原因説明はなされず、大気汚染をはじめとする生活環境の悪化が著しい東部の呼松、福田地区とあわせて、集団移転の検討をするという後手対策に留まった（詳しくは星野芳原著『瀬戸内海汚染』岩波新書、1972年、101～104頁）。一方、大気汚染との因果関係が明らかな気管支系の健康被害者に対し、市は住民の要求におされ、72年（昭47）、独自に条例を制定し、患者の医療費の救済を図る（特定気道疾病患者医療費給付条例）。認定患者数は表1-2の如くで年をおうごとに増加している。

この条例は、75年（昭50）に、国の公害健康被害補償法の地域指定を受けることにより廃止され、患者は国の法の下で補償されることとなる。移行後の認定患者数は表1-3に見ることができる。

表1-2 市条例認定患者の推移

	水島地区	倉敷地区	児島地区	玉島地区	合 計
昭47	250人	83人	20人	9人	362人
48	425	163	53	26	667
49	553	237	68	43	901
50	629	282	90	51	1,153
51	642	342	132	58	1,174
52	644	372	146	66	1,228
53	644	396	162	67	1,269
54	645	446	180	99	1,370
55	3	270	100	87	460
56	3	241	84	77	460

資料：倉敷市「倉敷市における公害対策の概要」から

表1-3 公害健康被害補償法認定患者の推移

		昭51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
指定地域内	水 島	761人	925人	1,117人	1,357人	1,319人	1,445人	1,608人	1,702人	1,755人
	児 島	61	81	104	137	126	136	145	158	156
	小 計	822	1,006	1,221	1,494	1,445	1,581	1,753	1,860	1,911
指定地域外	倉 敷	13	23	25	31	71	81	85	84	82
	児 島	5	5	6	6	11	14	15	14	12
	玉 島	1	2	3	7	11	11	11	10	11
	市 外	5	5	13	17	52	57	57	50	44
※	合 計	846	1,041	1,268	1,555	1,590	1,744	1,921	2,018	2,060

資料：倉敷市「倉敷市における公害対策の概要」から

注：※は法認定者の住居移動による

ところで、コンビナートの巨大工場群は、人体に有害な粉塵やガス類を排出するのみでなく、その生産活動そのものが臭気や騒音を付随する。水島コンビナート周辺の住民も、三菱石油水島製油所や三菱化成グループの操業とともに、不快な悪臭とすさまじい騒音に日夜悩まされることとなる。

例えば63年（昭38）9月、東京製鉄の騒音夜間65～75ホン（工場より400mで）、同じく11月三菱重工業より85ホンの騒音が記録されている。68年（昭43）騒音規制法が施行される以前は、この問題は野放図であったといつてよい。現在の基準値は第一種住宅専用地域では昼45ホン以下、夜間35ホン以下、第二種住専では、50ホン以下、40ホン以下であるから、いかにすさまじかったかを物語る。あまりのひどさに付近住民は工場に抗議を行っている。又、化成水島の試運転が64年（昭39年）7月に行われた際、突如大きな音とともにフレアスタックより約200mの炎が連日あがり、それに臭気もともなったので、住民たちは“恐怖に襲われ”，呼松町民700人がムシロ旗をおしたてて、化成水島に抗議デモを行っている。住民の生活環境は、コンビナートの操業開始とともに、またたく間に、悪化していった。

更に、周辺住民は、いつ生じるとも限らない火災・爆発等の事故の危険性にさらされることとなる。

例えば、65年（昭40）操業を開始したばかりの化成水島のアクリロニトリル流出事故による住民緊急避難命令、67年（昭42）水島合成化学工場爆発事故による呼松緊急避難命令、75年（昭50）7月化成水島塩ビ工場の爆発、同月の菱日水島の塩素タンク3基の爆発（この年のみですでに爆発・火災は12件め）、同年9月三菱石油水島製油所の水素化脱硫装置よりのガス漏れなど、新聞の全国紙に報道されただけでも以上のような記録があるが、消防署の公式資料によると、火災事故は68年（昭43）4件から増し、69年（昭44）及び74年（昭49）が頂点で共に10件、非火災事故は、64年（昭39）爆発1件、65年（昭40）爆発・漏洩1件、72年（昭47）3件、73年（昭48）7件、74年（昭49）爆発4・漏洩10と15件に激増、75年（昭50）も16件と続く。又、74年（昭49）12月には、その被害は瀬戸内海全域に拡がり漁民に大打撃を与えた三菱石油の大量の重油流出事故がおきた。海上流出事故は、71年（昭46）24件、72年（昭47）47件、73年（昭48）42件、74年（昭49）36件、75年（昭50年）18件であり、三菱石油の大量流出事故は74年（昭49）の36件のうちの一件にすぎないのである。1975年（昭50）呼松町住民意識の調査を行った中野卓氏は、これらの数字が実際より少めであること——その背景には、事故や地震などに対する行政のきわめて楽観的な姿勢がある——、企業側の住民への通報の無責任なごまかしぶりなどにより、住民の不安の重点は75年（昭50）では、まさに汚染から爆発へ移行している、と述べている（中野卓「石油化学コンビナートの“公害”と“天災”」東京教育大学社会学研究室『現代社会の実証的研究』昭和52年3月）。住民の生活環境の悪化は、危険極まりない所まできたのである。

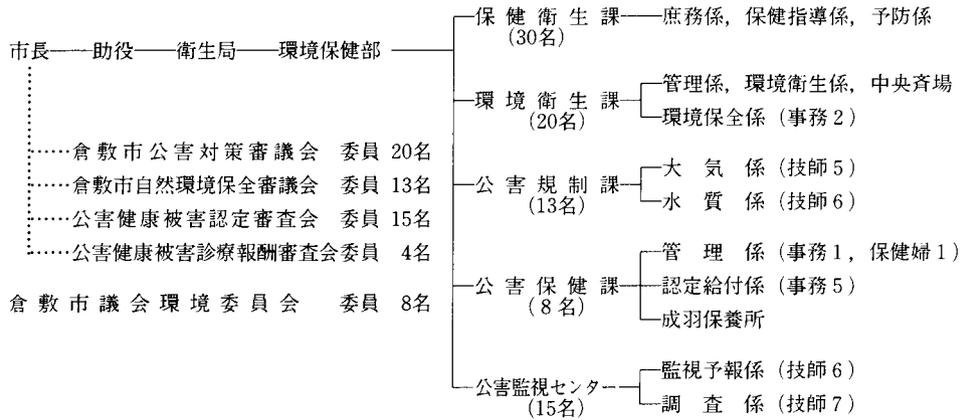
3 倉敷市を中心とする公害行政の推移

(1) 現在の公害行政の機構は表1-4にみる通りである。特徴的なことは、昭和51年に

公害対策部が環境部に改称され、同時に公害監視センターの監視課、予報課の2課を監視予報係という一つの係に縮小したこと、更に59年に環境部と衛生部を統合し環境保健部を新設し、公害問題と保健衛生問題が同一の機構で扱われることになった点である。これは、

表1-4 環境行政の体制

(1) 機 構 (昭和59年4月1日現在)



(2) 機 構 の 整 備

- 昭和42年2月1日 3市合併にともない倉敷支所公害課を設置。
- 昭和42年5月1日 公害課を企画部に移管し、新たに交通対策係を加える。12名
- 昭和44年6月1日 公害課を衛生部に移管し、交通対策係は民生部に分離。
- 昭和45年4月1日 衛生部に公害課のほか、新たに公害監視センターを設置、指導課、監視課を置く。
- 昭和47年5月1日 局制を敷き、公害対策部を新設、民生局公害対策部公害対策課に改称。同時にセンター指導課を予報課に改称。31名
- 昭和49年5月1日 公害対策課を廃し、新たに調整課、規制課の2課を設置。43名
- 昭和50年5月1日 公害対策部に新たに公害保健課を設置。52名
- 昭和51年10月1日 衛生局を新設、公害対策部を民生局から衛生局に移管し、環境部に改称。調整課を環境保全課に、規制課を公害規制課に改称。公害監視センターの監視課、予報課の2課を係に縮小、自然保護課の自然保護係を環境保全課に移管。51名
- 昭和59年4月1日 環境部と衛生部（清掃事務所を除く。）を統合し、環境保健部を設置。同時に環境保全課を廃止し、環境衛生課内に環境保全係を設置。

資料：昭和59年版「倉敷の環境保全」

自然環境の保全というより根本的な問題に重点がおかれるようになったという点で行政の一定の進展といえるが、一方で明らかに、公害問題に関わる限りでは機構・人員ともに縮小されている。その背景には、“今日の倉敷市は、一時の危機的状態を脱し、小康を保っている”という行政の認識があるからである。しかし、表1-5の数字をみると、はたして公害問題は沈静化している、と言えるかどうか疑問である。市の評価は、「苦情件数の推移をみると、減少ないし横ばい傾向を示している」（昭和59年版「倉敷の環境保全」）と

いうものであるが、まだこれだけ苦情がある、ということに私達は注目せざるをえない。数字の推移をみると、昭和45年で急激に増加しているが、これは、「苦情紛争処理法」が施行され、各自治体に公害苦情相談員をおいて積極的に苦情処理にとりくみ始めた年である。この「苦情紛争処理法」しかりであるが、表1-1の国の動きと県・市の動きを相関

表1-5 種類別苦情件数の推移

区分	年度	典 型 7 公 害												その他
		合計	計	大 気 汚 染			水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭		
				ばい煙	粉じん	有害ガス								
昭和42年度	54	49	13	4	6	3	12		12	2		10	5	
43	47	45	13	8	2	3	18		8	2		4	2	
44	28	28	11	4	3	4	9		8					
45	214	205	50	20	21	9	47		50	8		50	9	
46	116	112	22	13	6	3	38		23	2		27	4	
47	124	122	32	12	6	14	29		26	1		34	2	
48	71	70	19	10	5	4	31		9	1		10	1	
49	72	70	23	14	5	4	25		10	2		10	2	
50	91	78	17	11	5	1	25		14	1		21	13	
51	97	84	25	20	3	2	12		29	1		17	13	
52	96	80	21	15	6		14		20			25	16	
53	118	102	26	14	11	1	9		32	2		33	16	
54	133	126	32	22	9	1	19		48	4		23	7	
55	124	119	28	20	6	2	25		37	5		24	5	
56	107	105	26	23	1	2	20		35	5		19	2	
57	84	80	18	15	2	1	14		29	4		15	4	
58	88	88	20	14	5	1	14	2	34	7		11		

資料：表1-4に同じ

させてみると、明らかに、県・市の本格的公害行政は国の動きに沿っていることがわかる。昭和42年は、「公害対策基本法」がやっと公布・施行された年であり、国民の世論や患者・住民の運動におされ、政府が公害行政を拡大していくとともに、県・市もその機構を拡大していった。そして現在、政府は低成長下の財界の要求を背景に公害行政・予算の削減を意図している。もし市の機構変容がこのような国の動きに沿ったものであるならば、明らかに公害行政の後退と見なさざるをえないのではなかろうか。

(2) ところで、岡山県が水島臨海工業地区への企業誘致に奔走し、大規模な埋立て造成に着手する時点ですでに、先輩工業地域としての四日市におけるすさまじい大気汚染といわれる「四日市ゼンソク」の問題、工場排液による水俣病・イタイイタイ病などが社会問題化していた。しかし国の対応は遅れ、公害対策基本法が公布・施行されるのは60年代の後半(67年)であり、それ以前は、水質保全法(58年)、ばい煙規制法(62年)があるのみであった。従って、県・市の公害行政が本格化するのも、67年(昭42)公害対策基本法にもとづいて、県が公害防止条令を作り、更に70年には、四日市地域、千葉・市原地域と

並んで水島地域が、これから公害の多発が予想される地域として公害防止計画第一次策定地域に指定された以降である。

しかしながら、すでに本論でもみてきたように、コンビナート周辺住民の生活基盤である農漁業は、60年代なかばには決定的な打撃をうけていた。また、SO₂高濃度や臭気・騒音による生活環境の悪化もまたたく間にひきおこされていたし、公害喘息が問題になったのも基本法以前である。国の施策はつねに後手にまわる。四日市などの教訓を結果的には生かすことができなかつた基本法以前の自治体独自の公害行政のあり方が問われねばならない。

① 公害対策基本法以前の公害行政

公害対策基本法という国の総合的な行政指針が出される前の倉敷市の独自の政策は、64年（昭39）の公害対策審議会の設置及びその答申としての「当面とるべき方策について」（昭41）に見ることができる。国や県に先んじてのこれらの措置は評価されるが、その内容はこの時期の公害対策の限界性を明らかにしている。

例えば、大気汚染・水質汚濁による公害防止対策の答申は以下の如くである。

（答申）

「ばい煙規制法および水質保全法による指定の地域または水域となることについては、すみやかに指定されるよう促進すべきである。

なお、ばい煙の排出基準および排水の水質基準の設定に当たっては、関係地域または水域における公衆衛生上の危害を防止するとともに、工場の円滑な操業と、関係地域または水域における他の産業の保全との協和を図ることについて、十分な配慮がなされるよう要望する必要がある。」（倉敷市企画部『倉敷市における公害対策の概要』第2報、昭和42年、19頁）。

国の施策の指定待ちと、あくまでも“工場の円滑な操業”が優先されている。従って、油臭魚発生及び原因についてこの段階ですでに工場排水に原因があることが明らかになっているにも関わらず、その規制は企業の自主性にまかせられていた。

（答申）

「水島臨海工業地帯の発展にともない、水島地区公共水域が汚濁され、異臭魚の発生のおそれがあるので、市および企業が一体となって早急に実態調査を行い、その対策を講ずる必要がある。

なお、暫定的な対策として石油系油分を含む排水については、水島地区の石油および石油化学工場で現在確保している油分排出の下記数値を基準とし企業が自主的に規制すべきである。」（同上、24頁）。

又、「企業と地域住民との結合を深め、相互の理解を助長する方策について」という項目に関する以下のような答申がある。

（答申）

「進出企業は、工場および社宅などにおいて積極的に地域社会との結合を図るとともに、地場産業の活用、雇用および物資調達などについて地元を優先することに努め、地

元住民との間に相互の理解を深めるよう一層の努力をはらうべきである。

また、市も積極的に助長するよう努める必要がある。」(同上、21頁)。

まだ、農工商全、工場誘致による地域住民の生活向上という地域開発の論理が最前提におかれていた。

そもそも、この審議会の委員構成(25名)が、地元倉敷の市会議員3名、関係行政職員として岡山県7名、倉敷は助役1名、知識経験者として岡山大学6名、倉敷医師会1名、企業7名となっている。企業7名は三菱石油、日本鉱業、化成水島、川崎製鉄、倉レ、三菱重工業、中国電力のそれぞれの長である。この構成は、地元であり、住民の生活に最も責任を負わなければならない市が、積極的に企業誘致をおしすすめる県と、我国の超巨大独占企業との間に立つ、という難しい立場におかれていたことを示している。つまり、この段階では、公害の根本原因である企業活動そのものにメスを入れる政策理念も力量も小自治体としての市は持っていなかったといえる。

従って、漁民の死活問題である油臭魚問題や大量へい死問題に対してとられた策は、65年(昭40)6月、関係工場が市漁連に水産販売会社設立のための出資金を出し漁連と和解、65年(昭40)7月、大量へい死に関して、市は関係工場から寄付金を受け組合に見舞金を出すことで解決、更には漁民のつきあげをうけて、暫定対策として67年(昭42)から水産協会にて市価の7割で買上げ焼却処分する、という和解案を提示する(昭和50年まで)等、漁民と企業の調停に留まり根本対策は後手にまわった。又、農民の死活問題であるイ草の先枯れ問題でも、被害農民の補償要求に対し、市は関係企業に働きかけ100万円の寄付をうけ、補償金を出す等、漁業問題と同様の打解策が行われた。ところで、一方での農漁業基盤の潰滅とそれへの金銭的補償は住民たちにそれまでになかった問題を残した。例えば、数度の漁業権の補償や、売れない魚の買い上げ補償は、漁民間に、また漁民と他の住民の間に相互の不信感を蓄積していった。これは農民の間でも同様であった。

② 公害対策基本法後の公害行政の展開

国の総合的対策が施行された頃、すでに水島地区の住民の生活基盤は打撃をうけ、公害病患者も顕在化していた。行政は、この段階になって始めて重い腰をあげるのである。

ともかくも、国のレベルでは、表1-1のごとく67年(昭42)の「基本法」、68年(昭43)の「大気汚染防止法」、騒音規制法、70年(昭45)の“公害国会”における公害14法(水質汚濁法等)など、公害行政は一段と飛躍し、企業の反対にも関わらず世論におされて企業活動の規制へと踏み込むのである。水島地区もその中で、68年(昭43)ばい煙規制法と大気汚染防止法の指定地域、70年(昭45)、公害防止計画の第一次策定地域に指定され、直接国のレベルの監視をうけることとなる。更に71~73年(昭46~48)には、市は進出企業48社全社と公害防止協定を結ぶとともに、中小企業に関しては公害防止改善資金制度を導入し、企業の排水・排気処理施設の整備及び企業の防止協定の締結事項のチェックといった方向に行政は転換される。

ところで、このような行政の対応によって、公害被害は減少・消滅したであろうか。

まず水質汚濁であるが、前述したように、表1-5の苦情数は、今日においても決して減少したとは言い切れない。瀬戸内海の汚染の原因の1つとして下水道処理施設のおくれが識者によって指摘されていた。1969年（昭44）における普及率は徳山市の52%を除いては、福山の20%はまだよい方で、倉敷12%、堺9%、大分4%、新居浜・坂出・岩国にいたってはゼロであった。コンビナートや大工場は都市人口を増大させるが、自治体はコンビナートの基盤整備に追われ下水道他の生活基盤はどこでも後まわしになる。事実、1984年（昭59）の普及率は15.5%であり、15年間に3.5%しか高まっていない。この低い普及率は、「『公共投資』を横どりし、その多くを自己の利益に奉仕させ、自治体が都市下水をたれ流さざるをえないようにする」（前掲、星野『瀬戸内海汚染』、130頁）企業の責任ともいえる。

しかし、都市下水のたれ流しもあるが、瀬戸内海のCOD汚染の原因の90%は工場汚水によるものである。図1-3にあるように、その中でも水島の工場排水量は最大である。いくら排水処理施設を整備しても、企業活動が無規制に行われれば、その排水絶対量は増加せざるをえない。国及び自治体がCODの総量規制に踏みきったのは78年（昭53）である。水島地区で異臭魚が問題になり魚が獲れなくなってから10年以上も後である。更に、市が当初から指摘していた海底の油泥の除去を行ったのはその1年後の79年（昭54）である。それから5年後の今日の市の評価は、水質は“良好な状態”ということである。しかし、漁民にとって、失われた海は未だ戻ってこない。

次に、大気汚染の問題はどうであろうか。

市は、コンビナート操業開始と同時に、ばい塵と亜硫酸ガスの測定は行ってきていたが、その方法や基準はまだ一定ではなかった。大気汚染防止の方法がようやく統一された1968年（昭43）頃、その方法の第一は「高煙突化による拡散」であった。この高煙突化がしかしながら倉敷市にとっては、先のイ草被害の拡大で述べたように、逆に汚染の拡散による公害の地域拡大であった。そして、住民の生活環境の悪化が限界にくると、とられた措置が、呼松町、福田町の「集団移転」という方法であった。逆にいえば従来の生業と生活の土地を捨てて撤退せざるをえない程、公害はひどくなったのである。もはや、いくら高煙突化して空中に拡散しようとしても、排気の絶対量が多ければ限界であるし、また倉敷の地形上からも問題が生じてこざるをえず、企業活動の一層の規制しか方法はなくなるのであるが、その総量規制が導入されるのは74年（昭49）になってからである（NO₂とSO₂の規制）。

その間、公害患者の問題は無視しえない状況となった。政府は患者や住民の必死の闘いの前に、ついに73年（昭48）「公害健康被害補償法」の公布・施行に踏み切った。倉敷市では、国に先立って、72年（昭47）に独自に「特定気道疾病患者医療費給付条令」を施行し、全市域にわたり患者の医療の救済にあたったことは特筆に値する。その後75年（昭50）に国の「補償法」の指定地域（水島及び周辺地区83km²）となり独自条令を発展的に解消してゆく。患者数の推移は表1-2・3にみた通りである。

市は、総量規制導入（74年）の3年後の77年、SO₂に関しては基準は達成された、と公表している。しかしNO₂に関しては、総量規制の基準そのものの見直し、ということ

表1-6 新規認定患者の推移

区 分		年 度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
地 区 別	指 定 地 域 内	水 島	178人	200人	147人	118人
		児 島	11	13	18	7
		小 計	189	213	165	125
	指 定 地 域 外	市 内	16	5	1	2
		市 外	7	4	1	—
		小 計	23	9	2	2
計		212	222	167	127	
病 名 別	慢 性 気 管 支 炎		111	134	81	55
	気 管 支 ぜ ん 息		93	84	82	65
	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎		8	2	2	6
	肺 気 し ゅ		—	2	2	1
	計		212	222	167	127
年 齢 別	乳 幼 児 (3 才 未 満)		9	1	4	10
	幼 児 (3 才 ~ 6 才 未 満)		11	10	13	12
	小 学 生		18	18	26	15
	中 学 生		4	1	1	2
	40 才 未 満		29	30	23	12
	40 才 以 上		141	162	100	76
	計		212	222	167	127
等 級 別	特 級		—	—	—	—
	1 級		5	1	1	1
	2 級		51	49	36	18
	3 級		156	172	130	108
	級 外		—	—	—	—
	計		212	222	167	127

資料：表1-4に同じ。

表1-7 大気汚染注意報・情報発令状況

規制物質	年度 発令内容	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
		硫黄酸化物	注意報	1	0	0	0	0	0	0	0	0
情報	119		84	33	15	13	5	3	1	0	0	0
オキシダント	注意報	14	6	0	1	3	5	0	0	0	1	2
	情報	41	26	22	12	26	23	19	1	4	9	6

資料：表1-4に同じ

で、7年後の81年（昭56）2,000Nm³/hから2,899Nm³/hへと緩和をしている。又、それまで「新增設に関わる取扱方針」で一定規制していた公害発生企業の新増設の許可も緩和された。この間、全国レベルでも、財界・企業は低成長下を乗り切る合理化の1つとして、直接利潤につながらない公害対策費用の削減を目的として、様々な圧力を政府に

かけてきている。先の総量規制の緩和や、環境庁の機能のチェック、ひいては、公害健康被害補償制度の廃止さえも要求しているのである。しかし、果たして、空気はきれいになり公害はなくなったのであろうか。表1-6にみるように公害患者は新たに再生産されている。この背後には認定されないが、健康を奪われた公害患者予備軍が多数控えていることは容易に想像がつく。また、公害被害は、患者の心身そのもののみではなく、経済・社会関係等、本人及び家族に多大な人生の負荷をおわせることも衆知の事実である。現行の補償制度の指定地域設定はSO₂濃度を基準としているが、SO₂という単一の要因が良好になったからといっても、患者の生活は元には戻らない。更に表1-7のように、NO₂を主要因とする光化学オキシダントの発生は決してなくなったとはいえない状況である。公害病に限っていてもそれはすぐその次の日に発生する、というものではない。知らず知らずのうちに体内に蓄積され侵されてゆくのである。とするならば、「空気はきれいになり、公害はなくなった」と言い切るのは時期尚早であろう。しからば、より一層の公害行政の深化と総合化が求められる。（笹谷春美）

Ⅱ 生活と公害反対住民運動の展開

1 課題

前章で具体的に報告された倉敷市における公害問題、すなわち水島地区に立地する企業群が排出する産業廃棄物による地域住民層の生活と健康・生命の破壊問題に対しては、倉敷市においてもこれまで、当然、さまざまな公害反対住民運動が組織され展開されていった。しかし、今回の私たちの倉敷地域社会に対する総合的な調査研究の結果、今日、倉敷市において全市的規模で実質的に機能している運動組織は、「倉敷市公害患者と家族の会」、通称患者の会のみであることがあきらかになった。何故であろうか。その経過理由を特徴的に後付け、そこでの問題を浮き彫りにしていくことが、第1の課題である。

第2は、右の問題と関連し、今日、倉敷市における住民運動もまた現象的には後退期・停滞期にあると言わざるを得ないであろう。しかし階級社会下、こうした状況の底から、実は質的にあらたな運動の再生がはかられていくと、私たちは考えている。そして事実、私たちの直接的な調査対象たる患者の会とその会員諸個人の中に、住民運動の転換期、再生期における、所謂「生みの痛み」を確認し得たと考えている。その諸相・諸特質およびそのための諸課題を事実在即してあきらかにしていくことである。

2 公害、深化と公害反対住民運動組織の展開諸過程

(1) 公害問題の時期区分

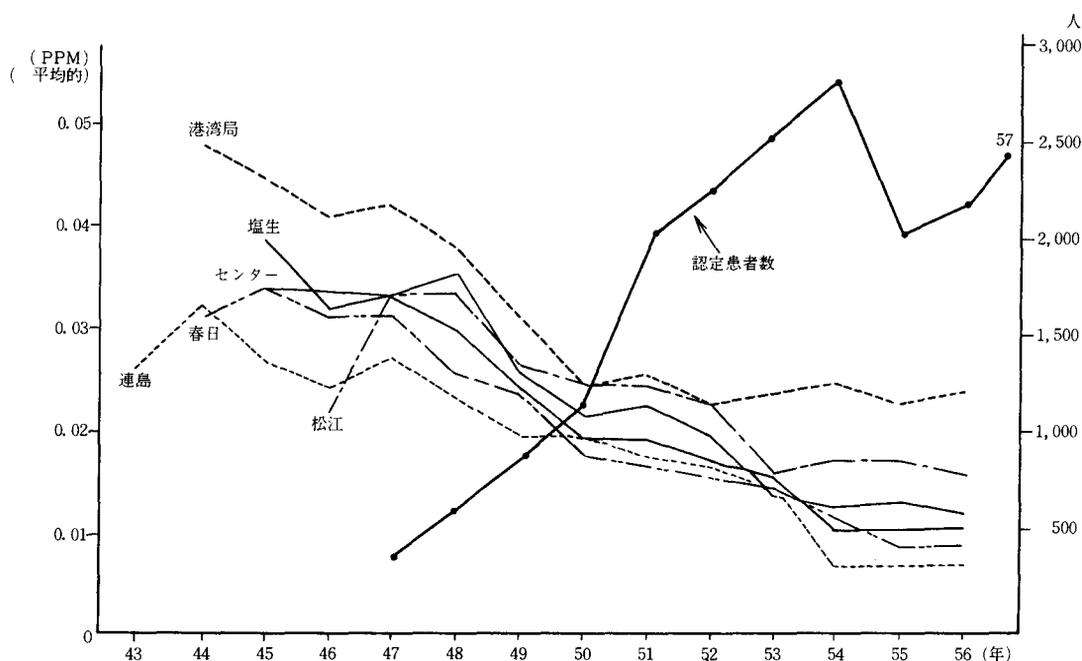
以上、主に2つの本章での課題達成のためには、やはりまず、その物質的土台とも言うべき公害問題それ自体の推移について、前提的に概括しておく必要があるだろう。そしていま、それを前章の報告にもとづき大別すれば、次の3つの時期・段階として特徴づけ得る。すなわち、まず第1期は、昭和30年代を中心とする漁業破壊期である。水島工業地帯の造成・操業による水質汚濁や汚染の結果、昭和33年頃よりノリ、アサリ類に被害がはじめるが、加えて昭和37年からは前掲図1-1にみる海域で油臭魚が発生する。そして昭和40年6月には三菱化成からのシアン流出により呼松港沖でハゼ、カレイ等の大量斃死が発生したことが、この時期の代表的な被害事例である。「呼松の汚染魚が騒がれた時、行商に行っても買えないと言われた」という、私たちの調査対象者の言葉は、こうした漁業破壊の実態を端的に表現しているであろう。これに対し第2期は、昭和40年代を中心とする農業破壊期である。煤煙や粉塵の大量降下により昭和40年5月からは梅やブドウも結実しなくなったが、同年6月からは松江、福田両地区で特産のい草に被害が発生した。そして、この被害は昭和42年4月の川鉄1号高炉の稼働を契機に亜硫酸ガス濃度が0.49PPMを記録するという中で、表2-1の如く全市に拡大し、私たちの調査対象茶屋町農民が言う如く、「公害の発生で兼業化せざるを得なかった」という事態に農民層を追い込んでいったのである。

表 2-1 倉敷市におけるい草先枯病被害状況推移

		昭 40 年	41 年	42 年	43 年	44 年	45 年	46 年	合計
茶屋町農協	作付面積 被害額	107.0 ^{ha} 32,100,000 ^円	100.2 ^{ha} 36,783,820 ^円	96.8 ^{ha} 45,038,080 ^円	144.0 ^{ha} 110,880,000 ^円	75.0 ^{ha} 78,600,000 ^円	51.0 ^{ha} 28,517,670 ^円	51.0 ^{ha} 38,382,600 ^円	625.0 ^{ha} 341,502,170 ^円
倉敷市東部農協	面積 被害額	410.0 123,000,000	352.0 127,923,200	353.0 167,886,800	279.0 214,830,000	173.0 112,104,000	130.0 72,672,100	115.0 86,577,000	1812.0 706,785,100
倉敷市農協	面積 被害額	112.1 33,630,000	105.5 38,940,950	93.4 47,721,070	81.9 63,063,000	56.0 36,288,000	34.2 19,123,517	22.7 17,087,020	505.8 252,347,547
西阿知農協	面積 被害額	19.0 5,700,000	16.0 5,705,600	15.0 7,134,000	13.0 10,010,000	8.0 5,184,000	4.0 2,236,680	2.0 1,505,200	77.0 37,675,480
連島町農協	面積 被害額	42.1 12,630,000	34.2 12,623,220	29.1 13,839,960	22.4 17,248,000	14.5 7,376,000	6.5 3,637,605	4.7 3,537,220	153.5 72,707,605
福田町農協	面積 被害額	92.0 27,600,000	85.0 31,373,300	68.3 32,483,480	51.8 43,736,000	33.7 25,077,615	7.8 5,479,866	6.8 5,117,680	357.4 170,868,126

(算出基礎＝品質の減に重点をおき各年次の上下の価格差を被害額とした。) 茶屋町農協資料。

図 2-1 別図(A) 二酸化硫黄濃度経年変化(倉敷市発表)



倉敷市公害患者と家族の会「倉敷公害裁判訴状」及び倉敷市「公害対策の概要」により作成

しかし、かかる自然破壊の拡大は、当然、人体にも影響を及ぼさざるを得ないであろう。したがって、この時期は、同時に、特に水島地区を中心にして人体破壊が顕在化し、またその増大が誰の目にも容易に予測し得るようになった時期でもある(表1-2, 3参照)。

しかし、こうした人体破壊の本格的拡大は、認定患者だけでも2,000名をこえてきた昭和50年代に入ってからである。しかも、こうした健康破壊に加えてこの段階では、たとえば50年に15名であった公害病死者数が、57年には204名にも増加してきている。つまり、

かかる生命破壊問題をも含めて第3期、50年代は公害による人体破壊期として特徴づけ得るということである。それ故に行政も49年、企業の減産体制と結合する形ではあるが汚染物質の総量規制を開始せざるを得ず、52年ようやくそれを達成している。その結果、図2-1に見るように、測定地点により多少の差はあるが、大気中の二酸化硫黄濃度も総量としては確かに減少傾向にある。しかし、ここでの問題は、これだけの事実を立ててまず企業が、昭和52年以降は「水島に公害はない」とくり返し強調し、倉敷市もたとえば54年、公害患者救済市条例の廃止に踏み切ったことである。つまり、図2-1においてより鮮明に把握し得るように、50代すなわち今日の現実、まさに公害による人体破壊期のさなかにありながら、その現実がまったく無視されているという問題である。

(2)公害反対運動組織の諸活動の展開過程

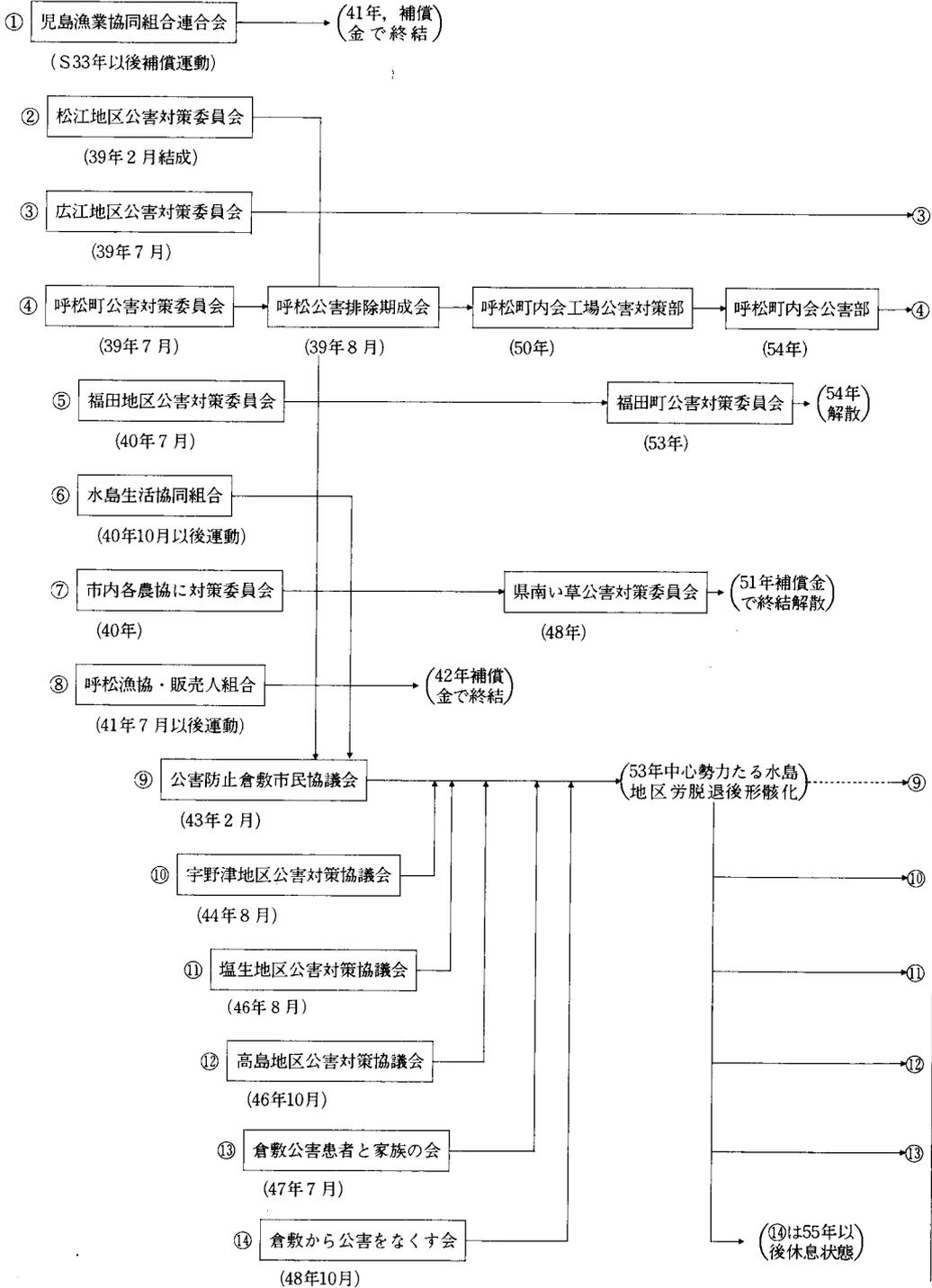
さて、以上が特徴的にみた倉敷市における公害問題の発生・拡大・深化過程であるが、この土台のうえにこれまでさまざまな公害住民運動組織が結成されたことは言うまでもない。しかしながら、今日、冒頭にも述べた如く、公害反対住民組織として全市的に機能し運動しているのは、患者の会のみと言わねばならない。何故にそうなったのかについて、図2-2にもとづき、上記の各時期を代表する運動組織を中心にしてみたい。

第1期の漁業破壊期を代表する組織が、児島半島における13漁協の連合体としての児島漁業協同組合連合会であることはもちろんであろう。そしてこの児島漁連の運動が、水島工業地帯の造成、操業による水質汚濁や漁場の狭隘化、水質汚染による油臭魚の発生等に対する漁業権、生活権防衛のためのものであったことは言うまでもない。が、まずそれがどのように展開されたかについて、私たちの調査対象下津井漁民の幾人かの回顧の声を紹介しよう。「公害反対運動は漁協が中心で、タテマエは公害反対だが本音は補償金を上げるだった。県の仲介で企業に申し込んだが、県は企業の味方だった。組合長がふところに入れたりしたが、補償金の配分問題で漁民はバラバラになった。漁師が海にどれ位の権利があるかということはよくわかった」、「水島まで乗り込んでワーワーやったが、あとは組合幹部や連合会の人をやった。補償金が少なく不満だったが、上の人が決めたので仕方がない。組合長にワシらの代表も企業との交渉に入れてくれと言ったが駄目だった。ともかく漁師は海の汚染を一番恨んでいる」、「運動は漁民全部でやらなければならないと思った。そうでなかったら運動も最初だけで終り、その結果補償金も三ヶ月分位で安かった。県や企業や組合長にはいつもだまされていた」等々である。そしてこうした、「組合長が漁民を押えつけていて、それに文句を言えば除名という」漁村社会に生きてきた漁民たちの県や大企業相手の最初の運動体験における諸問題を、当の漁民たちと共に、ここで指摘することは容易であろう。が、ここでは要するに、こうした運動展開の結果、41年以後は、「親のあとを継いで海を守ろうと思ったが、補償金をもらったので何とも言えない」という形で、第1期＝漁業破壊期における児島漁連の運動が終結したということである。

これに対し、第2期のまず特産のい草を中心とする農業破壊に反対する運動は、当然、農民組織たる農協によって担われたが、その運動経過をとりまとめたのが表2-2である。被害発生後10年間の生産者代表、つまりは農協幹部を中心とする、所謂幹部請負型の運動、

図 2-2 倉敷市における公害反対住民諸組織の推移

現在



「倉敷市における公害対策の概要」, 丸屋博「倉敷地方における公害日誌」等から作成。

結果、ここでも県のあっせんによる補償金で終結している。そして、この補償金が漁民の場合とまったく同様に低く、所謂見舞金程度であることは、たとえば茶屋町農協組合員の場合、昭和40年から46年までの1戸当り累積被害額が972,940円であるのに対し、補償額が219,644円にすぎなかったことからあきらかであろう。が、ともかくここで、こうした幹部請負型の運動結果に対する茶屋町農民の声を紹介すれば、まず農協幹部の1人は、「公害を認めさせたり、煙突を高くさせたりした。補償金は僅かだが、皆が喜こぶと思って運動した。喜んではくれたけれど、お前は共産党だ、恐ろしい人だと言われた。補償金が出ると自民党のおかげだと言われた。この辺は農村なので権力に歯むかうといろいろ言われたが、金をもらえそうになると皆がついてきた」と述べている。そして、所謂一般農

表 2-2 い草公害反対運動の経過概要

年 月	運 動 経 過
S 40年7月	倉敷市内各地区農協公害対策委員会で被害状況や被害額の調査。この調査結果をもって市・県に対し補償等の陳情・請願行動をくり返す。
S 48年10月	市内13農協中心に「県南い草等公害対策委員会」(委員長・茶屋町農協組合長) 結成。知事・県議会等に関係企業との交渉あっせんについて文書要請や陳情。
S 49年1月	県農業試験場がい草先枯れ原因は大気汚染と発表。これにより倉敷市長等の「主因農薬説」が破綻。
S 49年2月	県「い草先枯れ処理対策協議会」を設置。
S 49年3月	同協議会のあっせんで初めて生産者代表(農協)と企業代表(川鉄・中電・日本鋳業・三菱化成・三菱石油)とで協議。
49年8月7日	協議会、企業代表から意見聴取
〃 8月8日	〃 生産者代表から意見聴取
〃 8月10日	〃 生産者代表に処理方針説明
〃 8月15日	〃 企業代表に処理方針説明
S 49年10月	協議会、両当事者に最終的あっせん
S 49年11月	あっせん終了、覚書調印

茶屋町農協資料により作成

民の場合は、「公害で農業が出来ないのだから仕方がない」、「工場を止めるわけにいかないのだから文句も言えない」、「長いものに巻かれろで、いくら言っても仕方がない」、「運動と言っても、みんな水島に行って金を取っているのだからなかなか言いにくい」、「公害の発生で兼業化せざるを得なかった」等々と答えている。海を唯一の生業の場とする先の漁民の場合と異なり、ここでは、所謂土地持ち労働者化しつつある農民層の根強い草の根保守主義の残存を読み取り得るのであるが、その一因は、上記のように典型的な幹部請負型の運動過程の中にもあったと考え得るであろう。

ところで、私たちはまえに倉敷市における公害問題第2期は、農業破壊と同時に、人体破壊が顕在化し拡大してきた時期でもあると位置づけた。そのことは、前掲表1-2で示したとおり、47年に公害患者医療費給付市条例が制定された時点ですでに362名の認定患者を数え、翌48年には667名、49年には901名と急増してきたことによっている。そして、ここでの問題は、この期におけるこうした人体破壊問題の顕在化、急増傾向を前にして、昭和43年2月、漁協や農協の連合体といった階層的組織をはるかに上まわる規模の、文字通り全市的規模での公害反対住民運動組織たる「公害防止倉敷市民協議会」通称市民協が結成されたということである。しかもその準備会メンバーには、水島生協、自治労、倉敷地区労、社会党、共産党のみでなく、公害発生源で働く水島地区労（総評系・同盟系の水島地区大企業労組協議会）が参加し、更に、この水島地区労の役員が、結成後の市民協の議長等に就任し、そのもとで市民協の運動方針として次の三項目を掲げたということである。すなわち、第1は、「公害の発生を防止して住みよい町にする」、第2は、「公害が発生した場合はすみやかにその原因を正し再発防止のためあらゆる手段を取ると同時に、被害者に対し正当な補償を行なわせる」、第3は、「以上のことを実現させるため市、県の行政に対し責任制度を確立させる」（水協発足20周年記念誌「あゆみ」）というものである。かかる運動方針ばかりか、とりわけそのもとで倉敷市における大多数の労働者の公害反対統一戦線が結成されたことなどによって、この市民協は、倉敷市における公害反対住民運動史上、まさに画期的なものと言わねばならないであろう。また、そのようなものとして全市民の強い期待が寄せられていたにちがいない。したがって、それに対し市民協は、自らの課題としてその結成以来勢力的に広げていったと言い得るであろう。表2-3は、その一端を示したものであるが、見る如く、地域諸組織との懇談会をとおしての組織拡大活動や自治体交渉、街頭宣伝、署名運動等々の諸運動に取組んでいった事実を容易に看取し得るであろう。またこの表には示されていないが、昭和45年の倉敷市公害監視センターの設置、47年の公害患者救済市条例の制定、48年のコンビナート新增設の凍結策、49年の水島隣接地区住居移転助成市条例の制定、後にも触れるが、50年の公害健康被害補償法の地域指定等は、市民協の運動なくしては実現し得ないか、たとえ実現し得たにしても極めて不十分、不完全な形に止まっていたであろう。つまり、前掲図2-2でも見たように、その組織拡大活動の成果として幾つもの地域的な運動組織等を包含し、文字通り全市的な公害反対住民運動組織に成長した市民協が、行政に対し現実に如何に大きな影響力、発言力を持ち得るかということの典型的な事例でもあるであろう。なお、因みに言えば、この時期のこうした住民運動の量的拡大が基盤となり、昭和46年には市民協の事務局長が共産

表2-3 公害防止倉敷市民協議会の活動経過事例

年月日	活動形態	主な内容	年月日	活動形態	主な内容
昭和43年			6.19	街頭宣伝	同上
2.25	結成総会	参加15団体, 100名	6.20	街頭宣伝	同上
3.27	鶴新田地区農民との懇談会	市民協結成の趣旨, 同地区における公害	6.20	公害防止市民大会	公害の現状, 今後の方針, 被害者の訴え
4.11	呼松町公害排除期成会と懇談	結成趣旨, 同地の悪臭・大気汚染による障害	6.25	坂出市民集會に参加	水島の公害運動の経験報告
4.18	福田東干拓農民との懇談会	結成趣旨, 同地区の土地取上げ問題	8.25	第3回対市交渉	玉島火電建設への対策, 公害病認定, 緊急体制等
5.21	岡大教授をかこむ懇談会	水島の公害の現状について	9.13	児島田の口住民との懇談会	同地の住化のガス流出, 悪臭被害対策など,
5.27	第1回対市交渉	公害対策, 住民の健康管理, 呼松集団移転	11.15	第4回対市交渉	第3回に加え今後の企業誘致の方針で追求
5.29	第1回対県交渉	同上	昭和45年		
6.4	岡大教官との懇談会	公害防止運動での「科学」の役割	3.11	第5回対市交渉	コンビナート災害対策について意見, 要求提出
6.23	街頭宣伝	交渉結果報告, 公害と団結の必要性	4.18	70年度第5回幹事会	個人会員拡大のための組織方針を決定
6.24	第2回対市交渉	第1回の結果や資料公開について	4.27	公害監視センター視察	人員不足, 情報非公開, 認定基準問題を指摘
8	公害の学習用資料作成				
8	署名運動開始	火電設置反対, 調査機関設置, 企業誘致制限			
9.10	街頭宣伝	上記の内容での公害防止署名運動の訴え			
9.20	街頭宣伝	同上			
9.30	街頭宣伝	同上			
10.24	街頭宣伝	同上			
10.25	街頭宣伝と署名の統一行動	公害被害地区での戸別訪問による署名			
11.7	拡大幹事会	第3回公害問題全国研究会開催への協力決定			
12.7	日料主催の研究会に参加・報告				
12.8	上記集會のシンポジウムに参加・協力	地元民, 研究者約700名が参加			
昭和44年					
2.25	第14回幹事会	S O ₂ の環境基準の問題点検討			
3.7	社会党国会議員団と懇談会	水島視察議員団に公害防止対策を要望			
3	公害防止署名10,000余名を市に提出				
4.8	姫路からの公害視察団に協力				
5.1	メーデーで大量宣伝	2月の高濃度大気汚染で公害患者が発生したこと			
6.15	街頭宣伝	水島公害の現状と市民大会の呼びかけ			
6.17	街頭宣伝	同上			
6.18	街頭宣伝	同上			

丸屋 博「公害にいとむ」から作成

党県議に当選し、48年には同事務局次長が市議に選出され、それまで議席のなかった市議会に共産党市議団がつくられるという政治的変動をも惹起するに至っている。

しかしながら、今日、つまりは人体破壊期たる50年代の今日、私たちの調査対象者たる倉敷市公害患者と家族の会の会員の1人は、後に示すように、この市民協も「今はいつの間になくなった」と言う。事実、59年、私たちは倉敷市の担当者から、「ここ10年間は市民協からは何の要請もない」と聞いている。とはいえ、たとえば56年の「倉敷市における公害対策の概要」第16報には、住民組織として市民協の名が記載されている。ということは、今日、市民協が単なる名目的存在に化したこと、形骸化してきていることをはっきりと意味しているであろう。そして、その直接的な契機は、53年の水島地区労定期大会における市民協からの脱退決議にあると言わねばならないであろう。それまでの市民協の最大の構成団体であると同時に、市民協議長選出団体として一定の主導的役割をはたしてきた水島地区労の脱退が、その形骸化の直接の引金になったことはあきらかである。しかし、その背後にあって形骸化の促進に決定的な影響を与えた力は、言うまでもなく資本の論理である。それを後出の患者の会の運動方針における簡潔な言葉で表現すれば、「公害対策のため会社がもうからず不況になった」、「公害問題はすでに解決しているのに、患者にムダ金（汚染負荷量による企業負担金）を払っているのに賃金を上げられない」ということと、こうした視点からの組合対策の強化であるだろう。が、いずれにせよこうして水島地区労が市民協から脱退し、それを契機にして倉敷市における公害反対住民運動の画期的時期が終焉すると同時に、特定地域をこえた運動組織は、今日、「倉敷市公害患者と家族の会」を残すのみとなった。

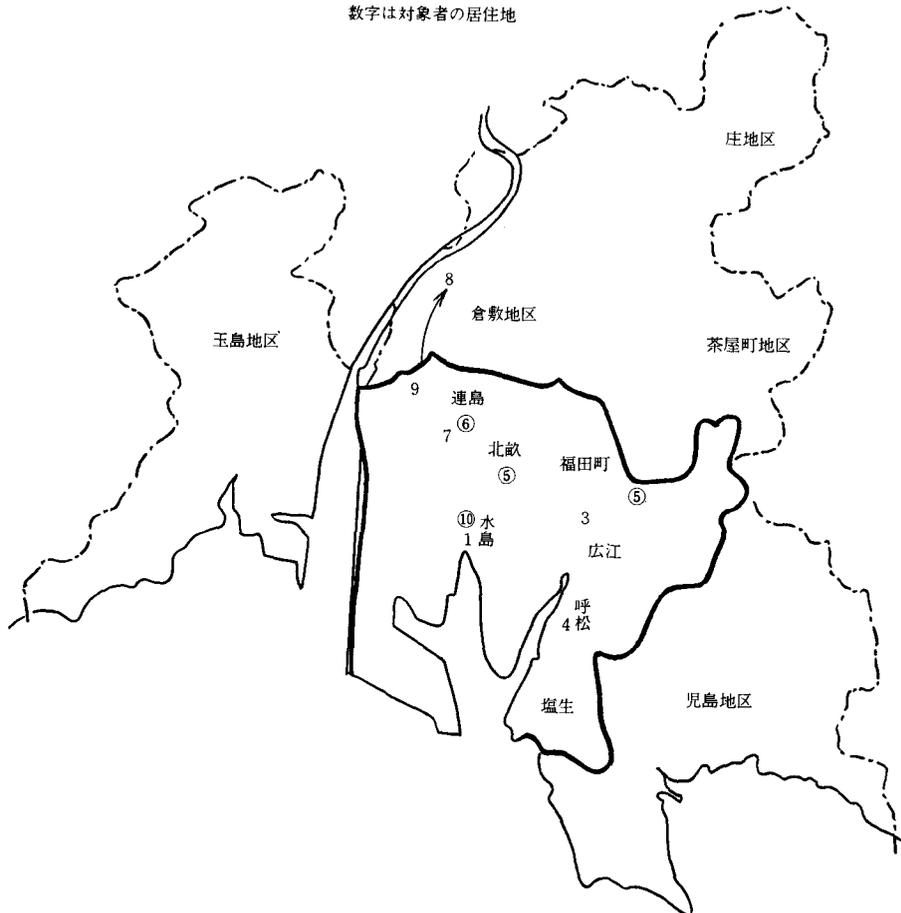
なお、前掲の図2-2には、こうした全市的規模での組織ばかりでなく、幾つかの地域組織の存在をも示したが、市の公害担当者によれば、それらのうち住民運動組織として実質的に機能しているものは皆無であるという。総量規制達成の影響があるにしても、地域社会が大きく資本主義的に再編強化された中で、上述のような資本の論理の展開・浸透の結果をより強力な理由と見做さねばならないであろう。そして、そのことはたとえば、患者の会の会員の次のような言葉の中にも示されている。「公害か生活かという労働者としては生活をとる。私らのような小の虫を殺して生活をとる」、「労組は今自分の首がかかっているんで、公害は諦めムードだ。患者会と言うと労組が逃げ腰」、また「一般の人も最近患者はゼニもろて仕事せんでええ、と言う。マチに出て公害患者と大きな声で言えなくなった。患者への理解がなくなった」、あるいは「水島に働きに行っている人がここにも居るので、大きな声を出すと自分のことだけ考えていると言われる」。

さて、以上のようなことの結果、公害問題第3期＝人体破壊期における公害反対住民運動は、ひとり患者の会のみが、しかも極めてきびしい社会的環境の中で一身に背負うことになった。そして、ここでの課題は、住民運動のこうした後退期、停滞期における「生みの苦しき」、人体破壊期に即した運動再生の諸相・諸特質を、患者の会とその会員諸個人を事例にして具体的に分析していくことである。が、その前にここで、患者の会の組織過程や組織構成等について略述しておきたい。

「倉敷市公害患者と家族の会」は、昭和47年9月、それまで水島協同病院に通・入院し

ていた公害患者組織、「公害病友の会」を母体として結成された。当初の会員数は50名であった。しかし、これが50年、図2-3に見る如く、水島地区を中心とする倉敷市の一部が公害健康被害補償法適用地域に指定された年には500名に増大し、そして私たちの調査時点

図2-3 公害健康被害補償法適用地域（太線内）



たる58年には認定患者を主体とし1,200名の会員を擁していた。50年代をまさに人体破壊期と規定し得る事実が、ここでも看取されると同時に、後にも示すが、特に水島協同病院医師団の組織化努力を窺い得るであろう。そして、こうした患者の会の現在の組織構成であるが、会員は、まず各町内会単位に組織された班に所属し、この班が日常的活動の場となっているが、次に、そこで選出された班長たちで構成する支部が、水島、呼松、連島、福田、倉敷、児島等々の市内14地区にわたり置かれている。そして、この各支部長をとおして会員の声が、会長1名、副会長5名、事務局長1名から成る会事務局に伝えられ、逆に、事務局の連絡事項が会員に降ろされていく。なお、最後に指摘しておくべきことは、この患者の会が倉敷市という一地域社会内に止まらず、「全国公害患者の会連合会」すな

わち、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山（ここでは倉敷市公害患者と家族の会のみ）、福岡の各都府県に存する39の組織から成るナショナル・センターに所属しているということである。

3 「倉敷市公害患者と家族の会」の組織的運動展開

それではいったい、こうした組織的特徴をもつ患者の会そのものは、これまでどのような運動方針を掲げ、そのもとで現実に如何なる運動を展開してきたのであろうか。まず前者について、51年の第4回総会期間から57年9月以降の第10回総会期間までの7期にわたる定期総会議案書によって、その経過や特徴をあきらかにしていきたい（表2-4参照）。見る如く、ここでの特徴の第1は、昭和53年5月からの第6回総会期以後の運動方針からは、それまで掲げてきた、「水島コンビナートの公害・災害をなくする」ための運動の一環たる「公害防止倉敷市民協の活動強化」方針が削除されていることである。上述のような資本の論理のもと、それまで市民協の主導勢力であった水島地区労の脱退によって、それが急速に変質し形骸化してきたことの結果であろう。第2は、その結果、この第6回総会期以降、運動方針が具体化されて11項目にわたるとともに、全町内での公害健康大学の実施や組織拡大と学習会活動の強化等に見る如く、患者の会自体の量質的力量的強化方針が打ち出されている点である。市民協の形骸化、実質的解体のもとで、会を取巻く社会的環境の悪化を予想してのことであろうか。そして、この予想は適中したと言わねばならない。それを示しているのが第3の特徴、すなわち54年9月の「患者救済市条例廃止反対運動の敗北」や経団連の「公害健康補償制度を考える」、つまりは制度の廃止方針が打ち出される中で、第6期以降の運動方針が未解決のまま今日まで掲げ続けられている点である。患者の会としても、まさに運動の「停滞期」と言い得るであろう。第4は、しかしながら、それ故に、第7回総会期以降、この停滞期克服の方向が重ねて模索され運動方針として定められてきている点である。そしてそれが「公害裁判」、「非人道的態度を取りつづける企業の公害加害責任の明確化」のため、水島の大手企業8社を相手とする大気汚染の差し止めと、16億3,000万円の賠償を請求し、58年11月、岡山地裁に提訴された「倉敷公害裁判」であることは指摘するまでもないであろう。

次に、こうした運動方針による患者の会の運動実態については、ここでは次の2つの場合、すなわち、昭和49年9月から51年1月までの第3回総会期間における、とくに公害健康被害補償法の地域指定獲得運動と53年12月から54年7月までの公害患者救済市条例廃止反対運動とについて報告したい。

周知のように昭和48年10月、高度経済成長政策の中で重大化してきた公害問題、公害被害者救済問題に対し、政府もついに公害健康被害補償法を制定し、翌年9月から施行することになった。しかし、倉敷市においてはその後から、市議会保守系議員や医師会が中心となり、「公害の地域指定のらく印をおされることは、地域のイメージ・ダウンになり、地元産業の発展が阻害される」（水島協同病院公害対策委員会編「公害補償法をめぐる闘いの総括」昭和51年）等の理由による指定返上の動きが活発化してきていた。したがって、

表2-4 倉敷公害患者と家族の会の運動方針・要求項目等の推移

		運動方針・要求項目等			運動方針・要求項目等
第四回総会期間	昭和五十一年一月～五二年四月	①会員の生活と権利を守り完全な損害賠償を求める。 イ) 病気の軽い人にも全員に認定申請を進める。 ロ) 補償法指定地域の拡大。 ハ) 対企業交渉を行政にあっせんさせる。 ②水島コンビナートの公害・災害をなくする。 イ) NO _x や粉じんの規制強化。 ロ) 公害防止倉敷市民協の活動強化。 ③健康回復事業への取組み強化。 イ) 公害病児のための緑の学校を行政に実施させる。 ロ) 成羽保養所の無料利用。	第七回総会期間	五四年八月～五五年九月	(運動方針は6期と同一) 今期の総括として、患者救済市条例廃止反対運動の敗北をふまえ、54.2の市長選で条例廃止を公約とする市長を当選させたことを反省し、市政の変革を強調している。 また公害裁判の意義について説明
			第八回総会期間	五五年九月～五六年十月	①新NO _x 環境基準の撤回 ②環境庁の地域指定解除の企てをやめさせる。 (他は6期と同一) 経団連の「公害健康補償制度を考える」を紹介し、SO ₂ 汚染は改善されているのに患者増加の原因は「タバコ」「アレルギー」「遺伝」「親のしつけ」にあるという見解に対し批判。
第五回総会期間	五二年四月～五三年五月	①指定地域拡大を要求し患者と家族の生活と権利を守る。 イ) NO _x や粉じん汚染を指定要件に加えよ。 ロ) 患者救済市条例の改善。 ②公害・災害をなくする(イ、ロは前期同一) ③健康回復事業への取組み強化。 イ) グリーンスクールや患者の回復事業を市の責任でやらせる。 ロ) リハビリセンターを企業に作らせる。	第九回総会期間	五六年十月～五七年九月	①地域指定外の患者救済のため新しい市条例制定。 (他は6期と同一) 加害企業との直接交渉の道が完全に閉ざされている現状で要求実現のためには、「ニセ患者」という攻撃に屈せず会員拡大をしなければならぬと強調。 裁判闘争の準備報告及びその意義・任務説明
第六回総会期間	五三年五月～五四年八月	①NO _x の総量規制の継続、当面、川鉄と中電に脱硝装置を設置させ、環境基準を達成させる。 ②藤戸、粒江、西阿知等に補償法を拡大させる。 ③NO _x を地域指定の要件に入れさせる。 ④補償法の水準引上げと男女格差の是正。 ⑤重障児のため特別の療法を実施させる。 ⑥喘息児のため水島に温水プールをつくらせる。 ⑦全ての患者死者に50%以上の遺族補償の実施を。 ⑧患者救済市条例の存続を。 ⑨患者への一切の差別をさせない。 ⑩全町内で公害健康大学を実施する。 ⑪会の組織拡大と学習会活動の強化。	第十回総会期間	五七年九月～	(運動方針は6期以降同一) 「公害対策のため会社がもうからず不況になった」、「公害問題はすでに解決しているのに、患者にムダ金(汚染負荷量による企業負担金)を払っているので賃金を上げられない」等、企業の「まき返し攻撃」について紹介。 また57年、オキシダント情報が9回発令されたこと(市はその原因を「異常気象」と発表)、SO ₂ がコンビナート周辺で、粉じんが市全域で基準をこえたことを報告し、たとえ大気汚染が一定改善されても、それは工場の操業率の低下による一時的現象と解説、そのために重ねて裁判闘争の意義を説明。①非人道的態度を取りつづける企業の公害加害責任の明確化。②排出差止請求を認めさせ、子や孫に公害病の苦しみを味あわせないための住みよいまちづくりを進める等。

倉敷公害患者と家族の会「定期総会議案書」から作成

表 2-5 公害健康被害補償法適用を中心とする運動過程

49. 9	第3回総会 運動方針 (1)公害健康被害補償法の適用を受ける。 (2)第3回緑の学校を自治体を実施させる。 (3)公害・災害をなくする運動強化。 (4)そのために公害防止倉敷市民協議会に加盟し運動の輪を広げる。	7.26 第9回全国公害研究会参加 8. 3 緑の学校打合せ会 8.11 同上 8.12-17 第3回緑の学校開催 8.17 全国公害死亡者追悼会参加 9. 3 対市交渉(法の適用等, 40名参加) 9.10 ニュース18号発足 9.18 対市交渉(法適用を急げ) 9.24-26 市条例認定死者の墓参	11.20 倉敷地評へ支援要請 11.24 ニュース23号(運動強化について) 11.25 労組, 民主団体に支援要請 11.26 会のビラ15,000枚配布 11.27 公害市民協会で対県交渉 11.28 市公害対策特別委員会に陳情, すわりこみ(75名参加), 市へ9,600名の署名提出 11.29 対県交渉(法適用について指導せよ) 11.30 ニュース24号発送 12. 1 対市長公開質問状, ビラ10,000枚を配布宣伝 12. 2 対市長交渉, 10,300名の署名提出(100名参加) 12. 6 環境庁陳情, 10,600名の署名提出 12. 8 市長, 補償法の適用を受けると発表 12.10 ニュース25号発送 12.14 法認定手続き学習会(75名参加) 12.18 号外ニュース, 認定手続きで対市交渉 12.19-22 認定申請受付開始 12.22 市議, 医師会, 諸団体へ礼状発送, 市民にお礼状ビラ10,000枚配布
10.15	会ニュース11号発送	9.26 ニュース19号発送 9.27 青法協との話し合い 10. 9 号外ニュース(署名運動について)	12. 1 対市長交渉, 10,300名の署名提出(100名参加) 12. 6 環境庁陳情, 10,600名の署名提出 12. 8 市長, 補償法の適用を受けると発表 12.10 ニュース25号発送 12.14 法認定手続き学習会(75名参加) 12.18 号外ニュース, 認定手続きで対市交渉 12.19-22 認定申請受付開始 12.22 市議, 医師会, 諸団体へ礼状発送, 市民にお礼状ビラ10,000枚配布
11.24	公害健康被害アンケート調査実施	10.11 第3回緑の学校まとめ会 10.15 ニュース20号発送 10.20 ニュース21号(被害者大会の件) 10.20-24 市民へのビラ宣伝5万枚, 連日の街頭宣伝, 宣伝カー運行, 市議会陳情	12. 1 対市長交渉, 10,300名の署名提出(100名参加) 12. 6 環境庁陳情, 10,600名の署名提出 12. 8 市長, 補償法の適用を受けると発表 12.10 ニュース25号発送 12.14 法認定手続き学習会(75名参加) 12.18 号外ニュース, 認定手続きで対市交渉 12.19-22 認定申請受付開始 12.22 市議, 医師会, 諸団体へ礼状発送, 市民にお礼状ビラ10,000枚配布
12. 9	ニュース12号発送	10.25 環境庁陳情 10.26 公害健康被害者集会(市役所, 水島支所前, 80名参加) 10.27 市公害対策審議会に陳情, すわりこみ(40名)審議会法の適用に賛成 10.31 ニュース22号発送 11. 8 公害なくせ市民大集会 11.14 公害市民協会で対市交渉 11.15 全市議に法適用実現について文書要請 11.18 市公害対策特別委員会で法適用反対意見続出に対し2,415名の署名をもって陳情 号外ニュース	12. 1 対市長交渉, 10,300名の署名提出(100名参加) 12. 6 環境庁陳情, 10,600名の署名提出 12. 8 市長, 補償法の適用を受けると発表 12.10 ニュース25号発送 12.14 法認定手続き学習会(75名参加) 12.18 号外ニュース, 認定手続きで対市交渉 12.19-22 認定申請受付開始 12.22 市議, 医師会, 諸団体へ礼状発送, 市民にお礼状ビラ10,000枚配布
12.24	アンケート集計 ニュース13号発送	11.19 環境庁陳情, 公害市民協会の名で患者会支援ビラ5,000枚配布, ステッカー4,000枚	12. 1 対市長交渉, 10,300名の署名提出(100名参加) 12. 6 環境庁陳情, 10,600名の署名提出 12. 8 市長, 補償法の適用を受けると発表 12.10 ニュース25号発送 12.14 法認定手続き学習会(75名参加) 12.18 号外ニュース, 認定手続きで対市交渉 12.19-22 認定申請受付開始 12.22 市議, 医師会, 諸団体へ礼状発送, 市民にお礼状ビラ10,000枚配布
50. 1.11	神谷参議院議員に法の適用等で陳情 ニュース14号発送		51. 1. 8 ニュース26号発送 1.10 認定申請の手引を労組に発送 1.17 第4回総会
2. 2	臨時総会(法適用実現の運動方針等について)		
2.27	市長に陳情(法適用実現について)		
2.28	環境庁陳情(同上)		
3. 1	ニュース15号発送		
3. 9	全国公害患者の会総会出席		
4. 9	全国公害患者の会の環境庁交渉に参加		
5.15	ニュース16号発送		
5.27	環境庁交渉(法適用実現について)		
6. 3	倉敷医師会に法適用実現の協力要請		
6.11	ニュース17号発送		
6.16	対市交渉(緑の学校について)		
7. 1	緑の学校準備会		
7. 3	対市交渉(緑の学校について)		
7. 6	成羽保養所視察(20名参加)		
7.10	緑の学校現地視察		
7.14	三菱石油操業再開抗議に参加		
7.22	緑の学校打合せ会		

倉敷公害患者と家族の会「第4回総会議案書」から作成

表2-5に見る如く、患者の会の第3回総会期間における運動がこうした返上論に対する補償法適用実現を中心として展開されたことは言うまでもない。そして、そこでの特質は、「そのために公害防止倉敷市民協議会に加盟し」、その名のもとで対市、対県交渉等を会独自の諸活動と並び実施していることである。こうした1年余の運動の後、50年12月、補償法の適用を受けるとついに市長に発表させている。

これに対し、53年12月、水島地区労が市民協脱退を決議した後に市当局、企業代表、倉敷医師会で構成する三者協議会が、患者救済市条例を54年3月末で打ち切ると答申したことに発する、所謂市条例廃止反対運動の場合はどうであろうか。まず、その「活動の経過」を第7回総会議案書により紹介すれば、次のようである。12月・答申反対の大宣伝。条例存続の対市交渉（300名）。54年1月・倉敷医師会に存続要請。市長選候補に質問状発送。労組オルグ。署名運動開始。2月・県知事交渉。市助役交渉。3月・新市長との交渉。4月の県議選のあと5月・宣伝および署名運動。知事交渉（10名）。市会議員および労組オルグ。市長交渉。加害企業との交渉要求（600名）。環境庁交渉。6月・市長交渉（800名）。市議会環境委員会陳情（50名）。報告集会（200名）。市役所すわり込み（300名）。市議会等に陳情すわり込み（70名）。7月・市条例廃止決定の段階で抗議集会（150名）等である。「会が廃止について知るのが遅かったが、みんなが燃えた。川鉄に600人で直接交渉に行ったが、赤潮が押しよせたと門前払いだった。市役所にすわり込みの時、市職労の人が応援に来たが、上司から圧力がかった」というのが、この運動に直接参加した調査対象会員の声である。市民協形骸化直後の運動の高揚と厳しさが端的に物語られているであろう。

4 現段階における公害患者の生活と運動

さて、以上で患者の会それ自体についての把握を終え、次に、こうした厳しい環境、その後、「ニセ患者という攻撃」（表2-4）も加えられている中での運動の直接的な担い手たる患者の会諸個人の現下の諸相、諸特質について、私たちの調査事実にもとづきあきらかにしていきたい。はじめに、調査対象者の生活の基本属性であるが、表2-6(イ)口に見る如く、まず看取し得ることは、彼等の高齢化、婦人化傾向であり、そのために多くが社会的労働からの引退者、補助者になってきている点である。そしてこのことは、後に対象者が述べている「近所に父が患者で協同病院に行き、息子はK社に行っている家がある。その息子は認定患者が家族に居て協同病院に通っていると会社を首になるかもしれんと言う」、患者家族に対する企業の締めつけや、患者を「K社病院は認定しない」と言われる現実を反映していると考え得るであろう。また女性2名の認定資格喪失理由は、表2-5で示した運動結果、補償法の地域指定をかち取ったとはいえ、西阿知地区がその適用外に線引きされたことによっている（前掲図2-3）。「同じ市であってどうして線引きしたのか。煙突を低くして水島だけ汚れるのなら我々は納得がいく。補償をやめるなら全部やめろ。するならみんな出せ」という彼女らの怒りの声は、当然、53年以降の会の運動方針にもりこまれている。しかし、他面、そのことによって補償金を「もらえる者が運動したらええ」と言われる消極性が、今日、会員の中にも生み出されてきている。また表2-6(ロ)に見る

表 2-6(イ) 対象公害患者と家族の会会員の基本的属性 (I)

No.	性別	年齢	職業	現住所	病名	補償法認定級	同居家族 (。は有業者)
1	女	72	なし	北春日町	気管支喘息	2 級	—
2	男	71	家主	北 畝	〃	〃	妻(68), 1男(30)
3	女	67	なし	福田町	〃	〃	夫(77), 5男(35)
4	女	67	なし	呼松町	〃	3→2 級	1男(51), 1男の妻(51), 孫(27), 孫(25)
5	男	53	家業手伝	福田町	〃	2 級	妻(53), 2男(27), 2男の妻(28), 孫(3)(2)(1)
6	男	62	鉄工所経営	連 島	〃	〃	妻(61), 1男(34), 1男の妻(34)
7	女	62	給食婦パート	連 島	〃	〃	—
8	女	70	なし	西阿知	〃	資格喪失	夫(74)
9	女	65	なし	西阿知	〃	〃	夫(70), 1男(45), 1男の妻(42), 孫 4 人
10	男	67	なし	西寿町	慢性気管支炎	2 級	妻(64)

表 2-6(ロ) 対象会員の基本的属性 (II)

No.	被害補償費	その他の本人収入	家族の収入	世帯収入
1	52,750円	2.5万(年金) 1.7万(療養手当)	—	94,750円
②	73,400	12万(家賃)	掃除婦妻3.5万, 料理見習1男6万	288,400
3	52,750	0.3万(年金)	土木作業日雇5男8万	135,750
4	52,750	—	大工1男14万, 大工孫15万, 保母孫9万	432,750
⑤	119,350	—	仕出し料理業7万, 会社員1男15万	339,350
⑥	81,500	N A	N A	N A
7	56,300	10万(亡夫の軍恩) 4.5万(賃金)	—	201,300
8	—	7万(年金)	夫の年金8万	150,000
9	—	—	牛乳販売業32万	320,000
⑩	73,400	8.3万(年金)	—	156,400

No. の○は男性

対象家族の収入構造等からは、かかる消極性発生の経済的基盤とも言うべき実態を読み取り得るであろう。

しかしながら、患者の会会員の現在の運動志向性をもっとも強く規定しているものは、実は彼等一人ひとりのこれまでの現実の生活史・誌であると、私たちは考えている。たとえば現在、ケース⑩は患者の会会長であるが、それが、表 2-7 に見るような彼自身の生活史の全体、すなわち、簿記学校卒業と対象者のうちもっとも高学歴であり、それにより初職の教員から戦前戦後の大半を三菱の社員として生き、その過程で特に戦後は労働組合役員を歴任してきたという彼の現実の生活過程の所産であることはあきらかであろう。また逆に、後にも見るが、公害反対運動への参加も含め「政治や団体には絶対行かない」というケース⑥の態度は、彼自身の言葉で言えば、「戦時中、鉄工所に特高がもぐり込んでスパイをしていた」という体験からの恐怖感がいまもって残存していることによる。

表 2-7 対象者の労働-生活史及び公害病歴の基礎

1	出生・M44年 地・岡山市 親・行商	T 9 尋小中退 S 2 行商手伝 8 結婚 10 離婚 22 再婚 27 養女 39 い草被害 42 夫・死亡 47 養女に婿 48 条例認定 51 法定認定 53 患者会副会長 58 世帯分離
②	出生・T 1年 地・北畝 親・農業	T 13 尋小卒 S 9 結婚 28 ① 40 い草被害 47 田5反売却借家を建る 51 妻・日雇に出る 53 法定認定 ①
3	出生・T 6年 地・旧倉敷 親・日雇人夫	S 4 尋小卒 9 ① 結婚 10 ② 11 ③ 13 ④ 15 ⑤ 18 夫・復員後病気で入退院 21 夫・兵役⑤ 22 本人・行商-雑役-血洗い-女工等転々 49 条例認定 50 法定認定 51 協同病院 54 最後のトウフ屋勤めをやめる
4	出生・T 4年 地・呼松町 親・魚行商	S 2 尋小卒 7 結婚① 11 ② 19 夫・戦死 21 ① 結婚 30 ① 結婚 38 汚染で行商難 47 協同病院 56 認定 58 行商やめる
⑤	出生・S 6年 地・香川・坂出 親・農業	S 17 尋小卒 31 ① 結婚 32 ② 33 ③ 34 ③ 36 ③ 43 魚行商 45 個人病院 47 協同病院入・通院 51 条例認定 54 法定認定 行商やめる
⑥	出生・T 11年 地・山陽町 親・農業	S 11 高小卒 20 結婚 23 結婚 42 協同病院入・通院 47 条例認定 51 法定認定 鉄工所工員 鉄工所経営(連島)
7	出生・T 10年 地・連島 親・不明	S 8 尋小卒 13 結婚 19 夫・兵役 20 戦死 40 協同病院入・通院 47 条例認定 50 法定認定 51 法定認定 退職後給食婦/パート
8	出生・T 3年 地・岡山市 親・食堂経営	S 2 尋小卒 11 結婚 13 ① 15 ② 18 ③ 30 ③ 33 ③ 35 ③ 40 夫婦とも 49 条例認定 54 条例廃止 法定認定 資格喪失 食堂手伝(西阿知) 中央病院 食堂廃業 協同病院通院
9	出生・T 8年 地・寄島町 親・漁業	S 6 尋小卒 13 結婚 14 ① (①以外に男子5人出生・他出) 36 本人・花むしろ工 46 中央病院 47 協同病院 48 夫・離職後 51 協同病院 54 資格喪失 花むしろ工をやめる 協同病院 協同病院 協同病院 協同病院
⑩	出生・T 6年 地・長野県 親・農業	S 11 簿記学校卒 14 同校ほか 15 結婚 17 ① 18 ② 21 ③ 26 ④ 34 ④ 35 ④ 40 ④ 44 ④ 48 木工会社勤務 50 協同病院 51 法定認定 54 協同病院 58 患者会会長 三菱航空機社員→三菱自工(水島) 三菱自工(水島) 労働役員経験 自工退職 協同病院通院

▶=公害病発病, ⊕=公害患者と家族の会入会, ①等は子供出生, △等は子供他出。

表2-8 公害病発病時およびその後の疾病状態

No.	発病時住所	年次	年齢	発病時およびその後の疾病状態
1	福田	S42年	57歳	最初はかぜのせきが止まらなかった程度だったが、44年頃から発作が強くなり、47,8年頃は呼吸困難で唇も紫色になり涙がポロポロ出て死ぬほど苦しかった。
②	北畝	47	61	当時はせきが出る位でおかしいと思わなかったが、市のレントゲン検査で喘息と言われた。その後はひどく疲れやすくなり何も出来なくなった。
3	福田	49	55	喉と気管支がやられて声が出なくなった。その後、喘息から心筋硬塞になり度々入院した。
4	呼松	47	58	若い時から働いていたので身体は丈夫だったのに、北海道に遊びに行った時にひどいせきが出て妹から「公害病だ。みてもらえ」と言われ、病院で検査したら公害病だった。夏はよいが冬になると腰や足が痛くなり辛い。
⑤	呼松	43	37	せきで呼吸が出来ず苦しかった。あんまり苦しいので手術をしてくれと医者に言ったら別の病院へ行けと言われ、協同病院にかわり、その後毎年、季節の変わり目に2度入院している。
⑥	連島	42	46	腰や肩が痛く車の排気ガスを吸うとフーフー言った。45,6年頃が一番ひどく息を吸ってもはくことが出来ず紫色になり何もわからなくなった。月のうち10日～20日間は入院で、死ぬのではないかと思った。一時「お光さん」を信仰したが、あんなに苦しかったら信仰もへちまもない。
7	連島	40	41	半年間わずらって夜も昼も眠れず、せきで横にもなれなかった。その後、毎年夏から秋にかけて発作がおきた。長いから病気になるてきたが、この苦しみだけは人に話してもわかってもらえない。
8	西阿知	40	52	せきで呼吸困難になり心臓が止まりそうになった。その後、寒くなると笛を吹くように喉がヒーヒー言う。薬の副作用であつちこつちも痛くなってきた。
9	西阿知	46	53	4月に引いたかぜのせきが7月まで続いた。それから5年間は4月になるとせきが出ていたが、その後一度に発作がおこった。転地療法で保養所に行くと治り、帰ると発作が出るのくり返しだった。
⑩	水島西寿	50	56	かぜを引いていないのにせきが出た。最初はわからなかったが、検査で慢性気管支炎だった。

しかし、ここで私たちが見るべきことは、やはり、彼等の気管支喘息等の所謂公害病の発病についてであろう。そしてまず、その時期が大半昭和40年代、自然破壊の拡大の中で、人体破壊が顕在化し増大してきた頃であり、したがって、働き盛りの彼等がなお、見る如き生業・生計の担担者であったという点である。そして、そうした時期の彼等を襲った公害病の病状、まずそれによる身体的苦痛をとりまとめたのが表2-8である。「最初はかぜのせきが止まらなかった程度だった、44年頃から発作が強くなり、47、8年頃は呼吸困難で唇も紫色になり涙がポロポロ出て死ぬほど苦しかった」、「腰や肩が痛く車の排気ガスを吸うとフーフー言った。45、6年頃が一番ひどく息を吸ってもはくことが出来ず、紫色になり何もわからなくなった」、「せきで呼吸困難になり、心臓が止まりそうになった」等々、幾らかの個人差はあれ、呼吸困難等によりいずれも死ぬほどの苦痛に襲われ苛なまれている。

表2-9 公害病罹患による労働一生活上の問題

1	年も取ってきたし病気で百姓仕事も出来なくなったので、今年5月、養女夫婦に追い出された。このアパートの近所にも「公害患者は銭もろうて仕事せんでもええ」と言う人が居るが、1人だし協同病院も近いので、ここでなんとかやっていくしかない。
②	夜昼なく悪臭がして田にいたら一番よくないと思ひ移転も考えたが、そのうち病気になる仕事も何も出来なくなった。それで田を売って借家を建て妻も会社に出ていたのに特に苦しいことはなかったが、いつもぎりぎりだった。
3	今までに救急車が夫で2度、私で3度きた。昨年は主人が血を吐いて倒れて救急車で運ばれた。去年も入院したが、私が入院した時は夫も弱いので息子が仕事を休んだりで大変だった。息子が頑張っでどうにか切抜けてきているが、そのために嫁ももらえない。嫁をもらおうと家族が増えて食っていけない。
4	呼松の汚染魚が騒がれた時、行商に行っても「買えない」と言われた。年を取るとボケるので今年3月まで週2回行商に行っていたが、いよいよ体の調子が悪くなりやめた。これからは若い者に養ってもらおう。
⑤	20年前、行商の魚が売れなくて困った。その後90人の魚屋のうち自分を含めて2、3人が補償をもらったが、僅かなのにお金をもらっていると人に白い目で見られた。病気がひどくなったので行商をやめ仕出しだけやっているが、自分は出来ないのに妻に免許を取らせ息子とやらせている。倒れないかと気を使う。
⑥	病気が一番激しかったのは45、6年頃だったが、仕事をしないとよそに取られるので朝6時から夜12時まで頑張った。中学生の子供に簡単な仕事や納品を手伝わせて頑張った。夜ねている時も2時間おきに吸入をしなければならなかったので妻も満足に眠ったことがなかった。
7	この地域に10人もきょうだいがいて助けてくれるので、1人だし、特に困ったことはない。
8	40年に夫婦で発病、そのために親の代からの店をやめたこと。54年の市条例の廃止で補償金を打切られたのが一番の死活問題。市の認定があった時は成羽の保養所までの交通費も出ていたのに、これも今はなくなった。そのため毎月1週間は転地療養に行っていたのに今はそんなに行けなくなった。
9	条例廃止で補償金が打切られたので、入院したりしたらすぐ息子の肩にかかる。月10万以上はかかる。また入院となると家族の雰囲気も暗くなるので転地療養で出来るだけ入院しないようにしている。
⑩	発作がくると妻が心配するし、それを見ていると自分の気持もつらくなる。

表 2-10 患者の会への入会契機など

No.	入会年	入会時 年 齢	入 会 の 直 接 的 契 機
1	S47年	62歳	この年、協同病院の先生や岡田市議などと一緒がこの会を創った。50人ほどだった。
②	53	67	協同病院の事務の人から誘われた。
3	49	55	協同病院の先生から紹介された。
4	56	67	協同病院の事務の人から入ってくれと言われた。
⑤	47	41	協同病院に通っていたので発会当時から入会した。
⑥	47	51	協同病院に通院していたので発会と同時に自動的に入会した。
7	47	52	協同病院の事務の人から誘われた。
8	47	61	協同病院の人から誘われて入会した。
9	48	55	協同病院から誘われた。強制はなかったが患者としては都合がよかった。
⑩	51	57	法認定と同時に会の事務局の勧めで入会した。

また、公害病によるこうした身体的苦痛のため、彼等が否応なく直面し被むらざるを得なかった労働—生活上の諸問題は、たとえば「夜昼なく悪臭がして田にいたら一番よくないと思ひ移転も考えたが、そのうち病気になり仕事も何も出来なくなった」、「行商の魚が売れなくて困った。その後90人の魚屋のうち自分も含めて2、3人が補償をもらったが、僅かだったのにお金をもらっていると人に白い目で見られた。病気がひどくなったので行商をやめ仕出しだけをやっているが、自分は出来ない」、「40年に夫婦で発病、そのために親の代からの店をやめた」等々、「この地域に10人もきょうだいがいて助けてくれるので一人だし、特に困ったことはない」というケース(10)の戦争未亡人1人を除いて、表2-11に見る通りである。公害による身体および生活破壊のすさまじさを容易に看取り得るであろう。

しかしながら、まさにそのことの故に人々は、次にはそれに伴うあらたな権利意識を自らの中に刻み込んでいく。私たちの対象者の場合であれば、「病気になり発作の苦しみに死ぬ思いをしているのだから、償いをしてもらわねばという気持」(1)、「一生命のある限りはみてもらわないと、放っておくことは死ねというのと同じ」⑤、「むつかしいことはわからないが、公害は会社の責任なので責任を取ってもらいたい」(7)、「病気になるまでは大きいものには巻かれろと思っていたが、公害病で苦しんで考えが変わった」(9)等の声が、そのことを示している。そしてまた、このことの故に、所謂「生活の論理」に立脚する、かかる権利意識の胚胎・成長の故に、表2-10に見る如く、通・入院先の水島協同病院関係者からの誘いを契機に彼等は、患者の会に極く自然に入会していった。「強制はなかったが、患者としては都合がよかった」と言われる生活の智恵も幾らかは加味されていたであろう。なおここで、患者の会の創立者の一人と見做されるケース(1)について付言すれば、その生活史に見た如く、42年の発病と同時に—この年は彼女の夫の死亡年でもある—、協同病院に通院し、その中で「公害病友の会」の会員となっていたという事実である。つまりその頃からの会員として会員歴がもっとも長く、ために53年以降、患者の会の副会長の1人となっているということである。

ところで、表2-11は、以上のような生活史、とりわけ公害患者としての闘病史を経て

表2-11 現在の疾病状態等

No.	年齢	罹病年	現在の疾病状態	通院回数
1	72歳	16年間	毎日、12種類の薬を飲み食後はスメトリン（吸入器）で吸入しているが、以前よりもむしろ悪くなった。ひどい時には点滴をするが、副作用で糖尿になったり骨がもろくなる。	月4回
②	71	11	年がよるだけ悪くなる一方。10年あまり通院したら飽く。もう行きたくないが行かないと苦しくなる。道を歩く時、人並みに歩こうとすると、あせってせきが出て苦しくなり歩けなくなる。重いものは持てないし病院でクーラーにあたるとせきもたんが出る。自宅でもどんなに暑くても扇風機は回さない。	月2回
3	67	9	今でも発作が起きると呼吸困難になる。太ったら喘息と心臓に負担がかかるので、食事は少ししか食べない。	月7回
4	69	11	毎日、吸入と注射をしているが、前よりも悪くなった。3級から2級になった。発作はまだ月に2回ぐらい出る。	毎日
⑤	53	15	昔にくらべると多少良くなってきたが、それでも毎日薬を飲んでいるし昨年は2回入院した。今年はまだ入院していないが、発作はあるし、朝3時頃には息苦しくて目が覚める。昼寝などで体を休めるのが一番よい。	月10回
⑥	62	16	最近入院しなくてもよくなったので、ずっと良くなった。それでも毎日吸入と薬は飲んでいる。吸入を忘れて2、3日すると体がダルくなる。タンは出なくなった。	月4回
7	62	18	以前は夏から秋にかけて発作が起こったが、昨年ぐらいから年中になった。夜に発作が起こるのでどこへも行けない。昼間は発作が激しくならないように吸入器でおさええている。吸入すれば5分で直るが、直らない時は病院で点滴をする。2、3回すれば楽になる。	月4回
8	70	18	寒くなると発作が起こる。だから冬はベッドにころがっているだけで動けない。毎日、ただ薬で激しい発作を押えているだけ。以前は週に4日協同病院に行っていたが、往復のバス賃が高いので困っている。	月2回
9	65	12	吸入器は麻薬みたいなもので怖い。昨年ぐらいからまた発作が出はじめたが、薬を飲んで押えている。3ヶ月に1回保養所に行くが、公害病はガンになったようなものだ。	月1回
⑩	67	8	毎日薬を飲んでいるが、以前よりも悪くなった。風邪をひくとすぐ発作が出る。	月4回

表2-12 これまでの主たる公害反対運動への参加状況等

No.	松江・呼松・広江町内会及び 農漁協の運動 (S 39～)	公害防止倉敷市民協議会 の運動 (S 42～)	市条例制定運動 (～S 47)	補償法地域指定適用運動 (S 49～50)	市条例廃止反対運動 (S 53～54.7)
1	農協幹部にうまく利用されたい草被害で出て行ったのに小さい所には見舞金ももらえなかった。	市や労組と一緒に運動ということで協同病院の先生と参加したが、今はいつの間にかなくなった。		署名集めや市長交渉に何回も行った。市長は言うことを何も聞こうとしなかった。	会が廃止について知るのが遅かったが、みんなが燃えた。川鉄に600人で直接交渉に行ったが、「赤潮が押しよせてきた」と門前払いだった。市役所にすわり込みの時、市職労の人が応援に来たが上司から圧力がかった。
②	(知らない)				会費は出した
3	(はなれているからわからない)				
4	(魚売りも運動はしたが仕事で行けなんだ。見舞金ももらわなんだ。)		(おぼえとらん)	(呼松は公害の多い所だから地域に入っている。)	みんな同じようにもらえた方がいいと町内会で集まって市役所に交渉に行った。
⑤			子供3人かかえて生活出来ないと町内で市に陳情した。	(補償金をもろうとすると陰口を言われる)	(子供の縁談にさしつかえが出るので、自分には行かなかった。)
⑥	(戦時中、鉄工所に特高がもぐり込みスパイをしていた。そういうことを知っているので政治や団交には絶対に行かない)				
7	(会員として現在月1,100円の会費を出しているが、病気や仕事で交渉などには行けない)				
8				直接関係なかったが、みんなで署名集めたり交渉に行った。	条例で打ち切りまではいつも共産党の人に引率されて市役所や県庁に何回も行った。打ち切りになってもタスキがけでピラ配りをした。この地区の会合はいつもウチで25人位集まってやった。今はここの人は患者会に誰れも立寄らない。
7					市役所にすわり込みに来てくれと言われたが、体の具合が悪くて行けなかった。カンパだけは毎回300円でも500円でもした。
					54年から会長として運動してきた。署名や請願・陳情・交渉をくり返した。市長の対応は冷酷そのものだった。知事ももとは革新系だったが右寄りになり、市長にまかせていると言う。市民協もこの頃から企業寄りになってきた。

注：太線は患者の会入会後を示している。

表2-13 これまでの運動参加や患者の会の会員として感じたこと、学び知ったこと

No	会員年数	企業について	国について	県・市について	労組について	その他
1	11年	加害者のくせに企業は私らをいのようにバカにし、暴力団なみに扱って全然相手にしない。	環境庁はいい返事をしてでもその場がれ。「出来るだけ協力します」と言うだけ。	県知事は初めはよかったが、大きいものに巻かれてで自民党に引かれてきた。市長は私らの言うことは何も聞かない。	労組は今自分の首がかかっているので公害は諦めムードだ。患者会とすると労組が逃げ腰なので連帯はむずかしい。	一般の人最近「患者はゼニもろうて仕事せんでええ」と言う。マチに出て公害患者と大きい声で言えなくなった。患者への理解がなくなった。
②	5年	企業が来なければ喘息はおこらなかった。来てほしくなかった。		患者の権利といっても財政がなければどうしようもない。市は財政が苦しいというが、それなら市長の給料を下げればよい。ともかく市は人のつらさを理解しない。		
3	9年			市はひどいやり方をしている。	労組が公害から逃げるのは困るけど首切りがあるので仕方ない。	
4	2年		補償が少なすぎるが、諦めている。言ったところで患者が大勢いるので出してくれない。			
⑤	11年	働きに行っている人も相当いるので、つぶしてしまうことは出来ない。会社にも自分らにもよいように保障してほしい。	国や市はなるべく患者を少なくしようとする。補償を打ち切ろうとする。しかし国や企業が負担するのがスズ。病気になるりたくてなったのではない今、たれ流していないので補償をやめるというのは患者に死ぬというのと同じ、でもあまり騒いで国がつぶれるようになると困る。		労組も一緒になりみんなで助け合っていないと、反対運動していかないと、すぐに補償打ち切りになる。	共産党の議員は言ったことをすぐ実行させる。自民党の議員は陳情の時と議会で言うことは全く反対
⑥	11年		国がすることだからとやかく言えない。			
7	11年					みんなが一緒に運動して下さるので大変心強い。
8	9年	人間が死のうがどうしようが会社のことしか考えない。それによって住民が迷惑をこうむる。公害企業にウチの営業権を奪われたように感じる。			近所に父が患者で協同病院に行き、息子は川鉄に行っている家がある。その息子は認定患者が家族に居て協同病院に通っていると会社を首になるかもしれないと言う。それで親は自分の身を殺してこっそり他の病院に行っている。これも労組がダメになった証の一つだ。	
9	10年	企業をあてにして生活している人がたくさん居るので、操業をやめろということは通用しない。		共産党の市議に追求されて市長は何も言えなかった。企業から金をもらっているからだ。ともかく市行政には腹がたつ。	公害が生活かという労働者としては生活をとる。私らのような小の虫を殺して生活をとる。腹が立って仕方がない。	水島に働きに行っている人がここにも居るので、大きな声出すと、自分のことだけ考えてと言われる。今では私たちの味方は共産党だけ。
⑩	7年	今は裁判で企業の公害責任を明らかにするしかない。	軍事費捻出のための臨調路線で公害競争もきわめて困難になってきているが、頑張っていかなければならない。	市長選の時、企業から金が出ているので、市長はコンビナートに足向けて寝れん。環境庁の質問に対し「患者はやむを得んでしょう」と答えている。だから測定でも市の公表と実際とはちがう。	今は御用組合化しているので、これと手を結ぶことは不可能に近い。その中で従業員の家族は病気になる極秘で認定を受けている。川鉄病院は絶対に認定しない。	患者だけの権利でなく市民全体を公害から守る運動を考えねばならない。

きた現在の対象者の病状である。「年がよるだけ悪くなる」、「毎日、吸入と注射をしているが、前よりも悪くなった」、「寒くなると発作が起る。だから冬はベットにころがっているだけで動けない」等々、まさに「公害病はガンになったようなものだ」と言われる現状が吐露されている。そしてこのことが、高齢化傾向ばかりか、特に前掲表2-6で示した階級・階層性とも重なり合い、患者の会会員としての彼等の現在と将来における運動志向性および運動参加そのものを現に大きく制約し、また制約していくことは言うまでもないであろう。そして事実、そのことは、表2-12に見る如く、これまでの公害反対運動への参加状況によってもあきらかである。すなわち、患者の会入会後の運動に限っても、これまでの運動、そのどれもが極めて重要な課題にかかわる運動にも拘わらず、それへの積極的参加者は、ケース(1)(8)⑩の3名であり、それ以外は、たとえばケース②は高齢のためか、また(7)と(9)は「病氣と仕事」のため、⑤と⑥とは見るような理由で共に「行かなかった」のである。なお、かつて47年、患者救済市条例制定運動の際には、呼松町内会員として、「子供3人かかえて生活出来ない」と陳情に参加したケース(5)が、54年の市条例廃止反対運動に「行かなかった」理由からは、この間における子供の成長—うち娘の1人は地区内の農協に就職—という彼自身の家族の変化とともに、すでにくり返し指摘してきたように、資本の論理の地域社会への根深い浸透結果を読み取り得るであろう。

しかしながら、組織的活動とは、会長のケース⑩にその典型を見る如く、自治体や企業に対する「署名や請願、陳情、交渉」等に直接参加することだけに限られない。頻繁に発行される患者の会のニュース（表2-5参照）を読み、会費（現在、会費は600円、闘争資金500円、月額計1100円）を納入し、時には臨時の運動資金カンパに応ずることもまた必要な活動である筈である。そして、こうした全体としての活動体験が、会費諸個人の精神の中に何を刻印してきているか問うことは、社会学的にも重要な課題であるだろう。それを関連諸対象について示したのが表2-13である。見る如く、「加害者のくせに企業は私らをいいようにバカにし暴力団なみに扱って全然相手にしない」、「人間が死のうがどうしようが、会社のことしか考えない」、「企業が来なければ喘息はおこらなかった。来てほしくなかった」等の加害企業に対する怨念と、市長選の時、その企業から金をもらったと言われる市長、市当局に対する怒り、「市長は私らの言うことは何も聞かない」、「市は人のつらさを理解しない」、「ともかく市行政には腹が立つ」等々、身近な市当局に対する怒りだけは、今日、会員諸個人の中に強固に定着してきていると言い得る。また、かつて市民協で共に運動した労働組合に対しては、「首切りがあるので仕方ない」等と同情しながらも、やはり、「腹が立って仕方がない」、「今は御用組合化しているので、これと手を結ぶことは不可能に近い」と厳しい判断を余儀なくされている。こうしたいわば階級的本能とも言うべきものを、これまでの組織的活動をとおり、文字通り体得してきていると言い得るであろう。

5 結び

さて、以上で私たちは倉敷市における公害反対住民運動について、患者の会とその会員

諸個人を中心に現下の諸相，諸特質をかい間みてきた。一言でいえば，地域社会の資本主義的再編強化を背景とする加害企業の激しいまき返し攻勢のもとで，組織自体も会員諸個人もさまざまな困難，問題に直面してきていることがあきらかになった。そのことは，表2-14における会の今後の課題についての多くの会員の声にも表現されており，倉敷市における公害反対住民運動もまた，現象的にはいままさに後退期，停滞期にあると言わざるを得ないであろう。とはいえそれは，あくまでも事の一面であって全面ではない。何故なら，前述のようにまず患者の会自体としては，かかる事態打解の突破口を倉敷公害裁判闘争に求めようとしているからである。そしてそのことは，「裁判闘争が当面の重要課題」という会長の言葉からも確かめ得るであろう。また，会員諸個人については，現下，さまざまな困難に直面しながらも，これまでの組織的運動をとおし，「生活の論理」に立脚する階級的本能とも言うべきものを自らの内に刻印してきていることを知った。「裁判をするからには絶対負けないような力をつけなければならん」という副会長，尋常小学校中退の72歳の老婆の情熱が，そのことをここでは端的に示しているであろう。ではいったい，

表2-14 公害問題解決の方策と患者の会の今後の課題

No.	公害問題解決のための基本的方策	そのための患者と家族の会の今後の課題
1	会社は不景気だと言いながら政治献金をしている。私たちは生活費だけをもらえばいいのだから会社に損をかけることはない。会社も水島に来ているのだから防止をしたりして患者を守ってほしい。	患者であることを知られたくないので会のまともにも悪くなってきた。会をがっちりさせて，裁判をするからには絶対負けないような力をつけなければならん。
②	今さらどうすることもできない。	
3	会社つぶしたら企業も働く人も困る。良い薬を作ってくれて，金の世話は国でしてくれればよい。	自分本人が参加できんからどうにもならん。
4		会は大きくなった方がよいが，金を出せ出せ言うともみんなが嫌う。
⑤	基準を守って空気を汚さないこと。	会の方が勉強してちゃんと計画してくれているからそれについて行っただけ。先頭に立ってやると福田農協の娘が首切られるし子供の就職や結婚に影響する。自分について行って協力するだけ。
⑥	政府が指示して企業に防止策をやらせる。	別にない。
7		何もわからないから，ただ頼るだけ。
8	企業の全面停止しかない。	56年から会費を納めるのをやめている。今は会の事務所から死んでいるのかともたずねてくれない。
9	操業中止しかない。	今はやめたような形になっている。裁判については聞いている。
⑩	国や環境庁はNO ₂ や浮遊粉じんも指定要件に入れ，基準をもっと厳しくし，大企業に対しては要請ではなく通告という態度を取ること。	裁判闘争が当面の重要課題。そのために途中で崩れないよう会員1人ひとりに学習会等で今の急迫した公害情勢を認識してもらい団結を固めていくこと。組織拡大や財政確立をはかりながら，生きる権利を守るため勝つまでたたかい続ける。

現状の中でそうした力をつけるには何をなすべきなのか。当然、そこで問われてくるのが、運動組織の指導性の問題であろうが、そこに何等の特効薬があろう筈はない。会員諸個人の「生活の論理」に依拠しそこから出発しながらも、会長の言葉通り、「途中で崩れないよう会員1人ひとりに学習会等で今の急迫した公害情勢を認識してもらい団結を固めていくこと。組織拡大や財政確立をはかりながら生きる権利を守るため勝つまでたたかい続ける」以外には道はないであろう。運動再生のための、まさに「生みの苦しみ」の道である、といえよう。(中江好男)